

令和8年度

木材産業課・木材利用課関係予算

概算要求の概要

令和7年9月

林野庁

令和 8 年度
木材産業課関係予算
概算要求の概要

令 和 7 年 8 月

林野庁

目 次

頁

1	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策・・・・・・・・・・	1
●	森林集約・循環成長対策・・・・・・・・・・	2
●	木材等の付加価値向上・需要拡大対策・・・・・・・・・・	5
	うち 建築用木材供給・利用強化対策・・・・・・・・・・	6
2	花粉の少ない森林への転換促進総合対策・・・・・・・・・・	14
3	安全な木材製品等流通影響調査・検証事業・・・・・・・・・・	16
4	放射性物質被害林産物処理支援事業・・・・・・・・・・	17

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策

令和8年度予算概算要求額 18,229,412千円（前年度 14,295,316千円）

<対策のポイント>

2050年ネット・ゼロ等に貢献する「森の国・木の街」を実現するとともに、花粉症対策を推進する観点から、DX等新技術の導入を図り、川上から川下までの森林・林業・木材産業政策を総合的に推進します。

<事業目標>

国産材の供給・利用量の増加（34百万m³〔令和5年〕→ 42百万m³〔令和12年まで〕）

<事業の全体像>

1 森林集約・循環成長対策

・森林の集積・集約化に向けた関係者の合意形成や、路網整備、省力・低コスト再造林、スマート林業の実装に向けた先進的な林業機械など高性能林業機械の導入、木材加工流通施設の整備、波及効果の高い木造公共建築物・木造非住宅建築物の整備、特用林産振興施設の整備等を支援するとともに、機械導入・施設整備に対する融資を円滑化

2 木材等の付加価値向上・需要拡大対策

・JAS構造材やCLT等を活用した木造化、木材利用による温室効果ガス排出削減効果の「見える化」の促進、合理的な木材価格の形成による森林資源の循環利用に向けた供給体制構築、CLT等の輸出促進、木質バイオマスの利用環境整備、特用林産物の需要拡大、森林空間を活用した「森業」の展開等の取組を支援

3 森林・林業担い手育成総合対策

・「緑の雇用」事業による新規就業者への体系的な研修、林業大学校で学ぶ就業前の者への給付金給付、外国人材受入れに向けた条件整備、林業経営体の労働安全対策等を支援

4 スマート林業・DX推進総合対策

・林業の安全性、生産性及び収益性の飛躍的な向上を図るため、スマート林業技術や木質系新素材等の開発・実証、スマート林業技術を活用する新たな作業システムの構築、地域一体で林業活動にデジタル技術をフル活用する拠点づくり等を支援

5 森林・山村地域活性化振興対策

・里山林の整備・活用に取り組む組織の確保・育成を図るため、活動組織確保に向けた説明会・体験会の開催、安全対策や施業技術に関する講習の開催、「半林半X」を含めた活動組織による里山林の整備・活用の実践を支援

6 花粉の少ない森林への転換促進総合対策

・スギ人工林伐採重点区域におけるスギ人工林の伐採・植替えの加速化やスギ材の需要拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大、花粉の飛散量の予測、スギ花粉の飛散防止対策等を支援

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち
森林集約・循環成長対策（拡充）

令和8年度予算概算要求額 8,444,219千円（前年度 7,033,014千円）

＜対策のポイント＞

木材需要の拡大及び木材需要に的確に対応できる安定的かつ持続可能な供給体制の構築と、それに必要な森林の集積・集約化等を推進するため、林業の生産基盤強化や再造林の省力・低コスト化、関係者による合意形成、条件整備、非住宅建築物の木造化の推進等の川上から川下までの総合的な取組を支援します。

＜事業目標＞

国産材の供給・利用量の増加（34百万m³〔令和5年〕→ 42百万m³〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 森林の集積・集約化促進対策

- ① 関係者による情報共有や合意形成等を実行するモデル事業等を支援します。
- ② 集約化モデル実証の取組の全国展開を図るため、専門家等による助言・評価等の伴走支援や成果の発信等を実施します。
- ③ 集積・集約化を支援する人材育成や集約化に係るノウハウを整理・分析します。

2. 林業・木材産業循環成長対策

集積・集約化の推進に向けて、改正森林経営管理法に基づき集約化構想を策定する地域や関係者を優先して生産基盤強化、需要拡大対策等に取り組みます。

① 循環型資源基盤整備強化対策等

循環型林業の推進に向け、搬出間伐の実施や路網整備、省力・低コスト再造林等の取組を一体的に支援するとともに、高性能林業機械の導入、エリートツリー等の原種増産技術の開発や苗木の生産技術・生産性の向上等の取組を支援します。

② 木材需要拡大・木材産業基盤強化対策

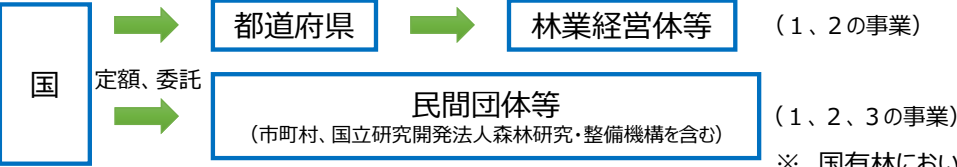
木材需要の拡大及び木材産業の基盤強化に資する、木造公共建築物及び木造非住宅建築物の整備、木材加工流通施設の整備等を支援します。

3. 林業・木材産業金融対策

意欲と能力のある林業経営者が行う機械導入・施設整備等に対する融資の円滑化を図ります。

＜事業の流れ＞

定額（1/2、1/3以内等）等



※ 国有林においては、直轄で実施

【お問い合わせ先】

林野庁計画課

(03-6744-2082)

＜事業イメージ＞

森林の集積・集約化促進対策

○森林の集約化モデル地域実証事業（集約化モデル実証の支援、集約化モデル実証の取組の全国展開、専門人材の養成や集約化に係るノウハウの整理・分析）

林業・木材産業循環成長対策

○循環型資源基盤整備強化対策（間伐材生産、路網整備・機能強化、省力・低コスト再造林、コンテナ苗生産基盤施設等の整備）○高性能林業機械の導入 ○森林整備地域活動支援対策 ○林業の多様な担い手の育成 ○山村地域の防災・減災対策 ○森林資源保全対策 ○優良種苗生産推進対策 ○林野火災予防対策 ○木材需要拡大・木材産業基盤強化対策（木材加工流通施設等の整備、木質バイオマス利用促進施設の整備、特用林産振興施設等の整備、木造公共建築物及び木造非住宅建築物等の整備）

林業・木材産業金融対策

○林業施設整備等利子助成事業 ○林業信用保証事業（木材需要拡大・安定供給支援林業信用保証事業、保証活用支援事業、木材産業等高度化推進資金事業）



森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち森林集約・循環成長対策のうち林業・木材産業循環成長対策のうち
木材需要拡大・木材産業基盤強化対策（拡充）

・木材需要拡大を図り、木材需要に対応できる安定的・持続的な供給体制の構築を通じ、川下から川上まで相互利益を拡大していくことが重要。
・このため、木材需要の拡大及び木材産業の基盤強化に資する施設整備を総合的に支援することにより、国産材利用を推進する。

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

木材の需要拡大及び木材産業の基盤強化を図るため、以下の取組を支援します。

＜支援内容＞

① 木造公共建築物等の整備

地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化等に対し支援

② 木造非住宅建築物等の整備

地域材利用のモデルとなるような民間の非住宅建築物の木造化等に対し支援

③ 木質バイオマス利用促進施設の整備

未利用間伐材等の収集・運搬の効率化に資する機材や、未利用木質資源をエネルギー等として活用するために必要な供給施設・利用施設の整備を支援

④ 特用林産振興施設等の整備

地域経済で重要な役割を果たす特用林産物の生産基盤の整備を支援するとともに、生産・加工流通の施設整備を支援

⑤ 木材加工流通施設等の整備

林業・木材産業の生産基盤の強化に資する木材加工流通施設等の整備を支援

木材需要拡大・木材産業基盤強化に係る施設を総合的に支援

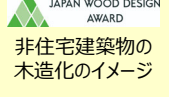
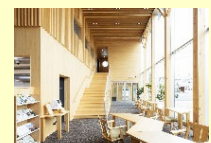
木造公共建築物等の整備

① 教育施設や社会福祉施設など公共建築物の木造化や内装木質化を支援（GHG排出量を算定・公表する取組への支援を強化、複数年契約へ対応）



木造非住宅建築物等の整備

② 店舗や金融機関など非住宅建築物の木造化や内装木質化を支援



木質バイオマス利用促進施設の整備

③ 林地残材等の活用、燃料用チップ等の供給、木質バイオマスの熱利用・熱電併給のための施設等の整備を支援



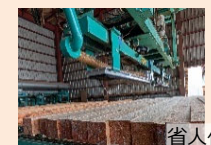
特用林産振興施設等の整備

④ 特用林産物の生産性向上や品質確保を図るため、生産施設や加工・貯蔵施設の整備等を支援



木材加工流通施設等の整備

⑤ 地域材の供給力強化に向けた木材加工流通施設等の整備を支援（リース導入を支援対象に追加するとともに、省力化や高付加価値化への支援を強化）



＜事業実施主体＞
地方公共団体、森林組合、民間事業者 等



【お問い合わせ先】 ①、②の事業 林野庁木材利用課 (03-6744-2626)
③の事業 " (03-6744-2297)
④の事業 経営課 (03-3502-8059)
⑤の事業 木材産業課 (03-6744-2292)

森林集約・循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策のうち 木材加工流通施設等の整備（拡充）

<対策のポイント>

安定的・持続的な国産材の供給体制の構築に向けて、木材産業の基盤強化に資する木材加工流通施設等の整備を支援します。その際、木材産業の人材不足に対応する省力化や、内装材等の高付加価値製品の供給に向けた施設整備への支援を強化するとともに、リース等についても支援を実施するほか、横架材・ツーバイ材等の国産材の利用の低位な部材供給等を優先支援します。

■ 事業内容

製材・集成材・合板等の木材加工機械や乾燥機その他、原木選別機等の流通施設の整備を支援します。

□ 補助率 1/2 以内（※）

（※）原木輸送トラックは1/3以内

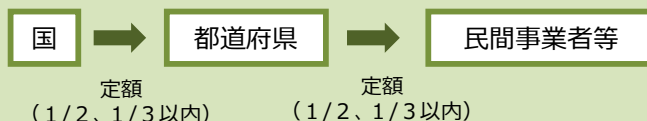
□ 主な要件

- ✓ 地域材利用量の増加率が一定以上であること
- ✓ 素材生産者と木材安定供給協定を締結していること 等

□ 事業実施主体

- ✓ 市町村、森林組合、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人 等

<事業の流れ>



製材機械



木材乾燥機



原木選別機

課題と見直しのポイント

課題① 省力化や高付加価値化への対応

- ✓ 深刻な人手不足や適正な木材価格に対応するため、省力化・付加価値化に取り組む必要。
- ✓ 一方、現状は地域材利用量増加のみが要件となっていることがネック。

課題② 事業費等の高騰や頻発する災害への対策

- ✓ 新品機械を導入しようとしても、機械費の高騰や納入等が短期間で行えないことがネックとなっている。
- ✓ 能登震災において、個人事業主が行う被災施設については、施設復旧の対象外であった

課題③ 集約化の促進や国産材転換等重点課題への対応

- ✓ 経営管理法の見直しも踏まえ、集約化や地域全体で木材の循環利用を進めている取組を推進するほか、需要拡大に向け、2×4材や横架材など、国産材比率が低い品目の生産拡大を図る

拡充① 省力化・高付加価値化への支援拡大

- 省力化や高付加価値化を図る施設整備においては以下の要件で支援可能とする

- ・ 省力化：労働生産性を2割以上向上する目標を設定
- ・ 高付加価値化：付加価値生産性を1割以上向上する目標を設定
- ※ 上限事業費の算定にあたり省力化・付加価値化した量も事業費に加味

拡充② リース等への支援拡大

- 新品のみならず、中古機器及びリース機器を用いた施設整備に対しても支援
- 被災施設の再整備を行う場合は個人事業主を事業実施主体に追加

拡充③ 重点政策分野を優先採択

- 採択時において以下の取組を優先採択（採択時のポイント加算）

- ・ 横架材・ツーバイ材等の国産材率の低位な部材供給
- ・ 経営管理法の集約化構想に係る施設整備
- ※ あわせて、既存ポイントも優劣付けや統廃合を実施

<対策のポイント>

非住宅分野等における国産材の需要拡大や付加価値向上、山村地域の賑わいや所得向上に向け、J A S 構造材・C L T 等を活用した木造化、建築物 L C A の制度化を見据えた木材利用による温室効果ガス（G H G）排出削減効果の「見える化」の促進、木質バイオマスの利用環境整備、C L T 等の輸出の促進、特用林産物の競争力強化、森林空間を活用した新たな産業や雇用を生み出す「森業」の推進等の取組を支援します。

<事業目標>

国産材の供給・利用量の増加（34百万m³〔令和5年〕→ 42百万m³〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

1. 建築用木材供給・利用強化対策

J A S 構造材・C L T 等を活用した木造化、建築物 L C A の制度化を見据えた木材利用による温室効果ガス（G H G）排出削減効果の「見える化」の促進、合理的な木材価格の形成による森林資源の循環利用に向けた木材供給体制構築、木材産業の人材の確保に向けた取組を支援します。

2. 木材需要の創出・輸出力強化対策

木質バイオマスの利用環境整備、C L T 等の輸出の促進、木材利用の普及啓発の推進、合法伐採木材等の流通及び利用の促進、生産性向上・新商品開発等を通じた特用林産物の競争力強化に向けた取組を支援します。

3. 「森業」推進プロジェクト

森林空間利用に取り組む地域の受入環境整備、企業の森林づくりをコーディネートする者の育成やJ-クレジット制度の活用促進に向けた普及活動等により「森業」の取組を支援するとともに、森林への理解醸成のため国民参加の緑化運動を推進します。

<事業の流れ>

国

定額

民間団体等

(1、2、3の事業の一部)

定額

民間団体等

委託

民間団体等

(1、2、3の事業の一部)

民間団体等

(1、2、3の事業の一部)

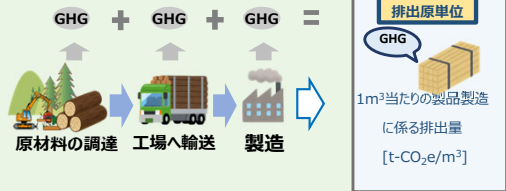
※国有林においては、直轄で実施
(3の事業の一部)

<事業イメージ>

○ J A S 構造材・C L T 等による木造化



○木材利用の排出削減効果の「見える化」



○木質バイオマスの利用環境整備



○C L T 等の輸出の促進



○新たな森林空間利用創出



○国民参加の緑化運動の推進



[お問い合わせ先]

(1の事業) 林野庁木材産業課 (03-3502-8062)

(2の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2120)

経営課 (03-3502-8059)

(3の事業) 林野庁森林利用課 (03-3502-0048)

5

建築用木材供給・利用強化対策（新規）

令和8年度予算概算要求額 1,234,350千円（前年度 1,032,777 千円）

<対策のポイント>

民間非住宅分野等における国産材の利用拡大に向け、J A S 構造材・C L T等を活用した木造化、木材利用の持続可能性の評価に向けた環境整備、合理的な木材価格の形成による森林資源の循環利用に向けた供給体制構築、木材産業の人材の確保に向けた取組を支援します。

<事業目標>

国産材の供給・利用量の増加（34百万m³ [令和5年] → 42百万m³ [令和12年まで]）

<事業の内容>

1. J A S 構造材・C L T等による木造化総合対策事業（拡充）

- ① 一般流通材の高度利用やC L T等の活用による木造化技術の開発・普及の取組等を支援します。
- ② 一般流通材や木質耐火部材、C L Tを活用した建築物等の先駆性等の高い設計・建築実証を支援します。
- ③ 各地域での系統だったカリキュラムにより木造建築物を担う設計者・施工者を育成する取組等を支援します。

2. 木材利用の持続可能性の評価に向けた環境整備事業（新規）

建築物LCA制度化への対応に向け、中高層建築物に必要な部材等の排出原単位の整備等への支援や、国産材・地域材利用による排出削減効果を見える化する手法の開発等を実施します。

3. 森林資源の循環利用に向けた木材供給体制構築事業（新規）

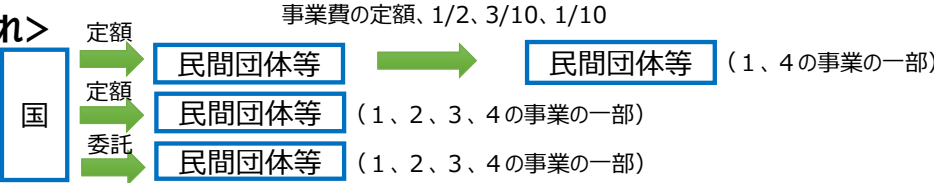
- ① 木材流通の各段階におけるコストや課題等の調査や価格転嫁に向けた需要者の理解醸成を実施します。
- ② 関係者間の水平・垂直連携を通じた、合理的な木材価格の形成に向けたモデル的な体制づくりの取組等を支援します。

4. 木材産業人材確保促進対策（新規）

- ① 企業説明会や研修など人材確保・育成の取組を支援します。
- ② 外国人材の円滑な受入に向けた特定技能測定試験等の実施や、受入れ・定着に向けた環境整備等を実施します。
- ③ マニュアルに基づく安全診断の徹底、安全性向上のモデル的取組を支援します。

※上記の他、木材加工施設のリース導入支援について後年度負担分を措置

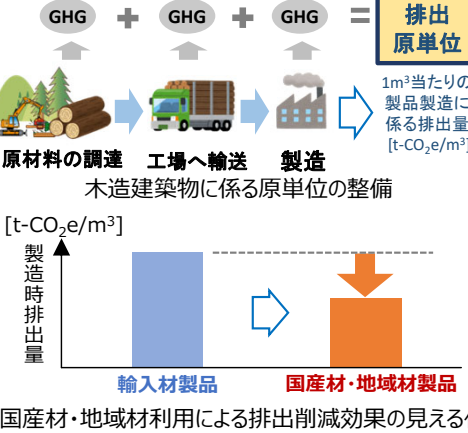
<事業の流れ>



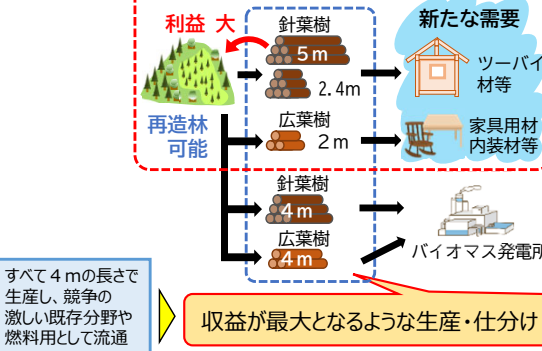
<事業イメージ>

J A S 構造材・C L T等による木造化総合対策事業

木材利用の持続可能性評価に向けた環境整備事業



森林資源の循環利用に向けた木材供給体制構築事業



木材産業人材確保促進対策

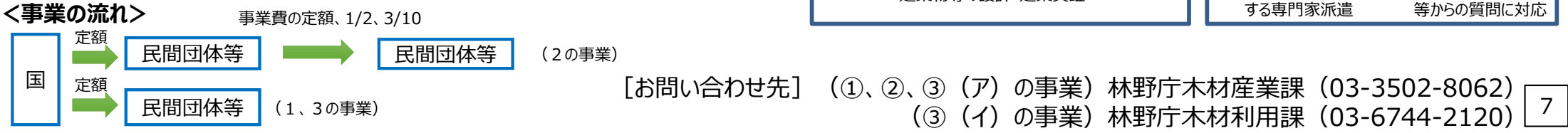
[お問い合わせ先] 林野庁木材産業課（03-3502-8062）

1. J A S 構造材・C L T 等による木造化総合対策事業（拡充）
令和 8 年度予算概算要求額 1,002,604千円（前年度 861,774 千円）

＜対策のポイント＞
民間非住宅分野等の木造化に向けて、創意工夫による一般流通材の高度利用やC L T等の活用による木造化技術の開発や、先駆性等の高い木造化技術による設計・建築実証、木造建築物を担う設計者・施工者を育成する取組等を支援します。

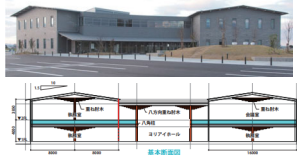
＜事業の内容＞

- ① 一般流通材の高度利用やC L T等の活用による木造化技術の開発・普及（拡充）
(ア) 地方の低層中大規模建築物の木造化促進に向けた一般に流通するJ A S 構造材等を活用した合理的な部材や設計・施工手法等の開発を支援します。
(イ) 都市の中高層建築物の木造化に向けた建築基準の合理化に対応した部材・設計等の開発を支援します。
(ウ) C L T等を活用した建築物の低コスト化に向けた標準的な木造化モデルや構造計算プログラム等の開発の取組を支援します。
- ② 先駆性等の高い木造化技術による設計・建築実証（拡充）
一般流通材等を活用した工法による建築物や、木質耐火部材・準耐火構造による建築物、標準寸法のC L Tを活用した建築物等※について、有識者や地域の設計者・施工者等が連携して実施する、先駆性等の高い設計・建築実証の取組を支援します。
※都市（まち）の木造化推進法に基づく協定締結者を優先的に支援
- ③ 木造建築物の設計者・施工者育成（拡充）
(ア) 建築物への木材利用を促進するため、先駆的な知見を有する設計者・施工者の育成や新たに木造建築分野を担おうとする地域の設計者・施工者の拡大に向けた講習会の開催等の取組を支援します。
(イ) 地域の企業や行政が参画する地域協議会等に対する専門家派遣等の技術的サポートや、木造建築の経験が少ない設計者等からの質問等に対してAIを活用して対応するシステムの構築・運用を行う取組を支援します。



＜事業イメージ＞

1. 一般流通材の高度利用やC L T等の活用による木造化技術の開発・普及



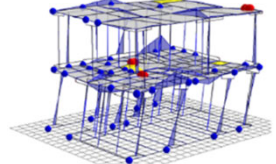
低層中大規模木造建築物の合理的な設計・施工手法の開発



C L T等を活用した建築物の低コスト化に向けた標準的な木造化モデル等の開発



建築基準の合理化に対応した部材の開発



建築物の設計容易化に向けたツール開発

2. 先駆性等の高い木造化技術による設計・建築実証



一般流通材等を活用した工法による建築物の設計・建築実証



標準寸法のC L Tを活用した建築物等の設計・建築実証

3. 木造建築物の設計者・施工者育成



先駆的な知見を有する木造建築の設計者・施工者の育成



地域の設計者・施工者の拡大に向けた講習会の開催



地域協議会等に対する専門家派遣



AIを活用して設計者等からの質問に対応

① 一般流通材の高度利用や C L T 等の活用による木造化技術の開発・普及（拡充）

<対策のポイント>
地方の低層中大規模建築物の木造化促進に向けた一般に流通する J A S 構造材等を活用した合理的な部材や設計・施工手法等の開発、都市部の中高層建築物の木造化・木質化に向けた建築基準の合理化に対応した部材・設計等の開発、C L T 等を活用した建築物の低コスト化に向けた標準的な木造化モデルや構造計算プログラム等の開発等を支援します。

<事業の内容>

<事業イメージ>

(ア) 一般に流通する J A S 構造材等を活用した合理的な部材や設計・施工手法等の開発・普及（拡充）

地方の低層中大規模建築物の木造化のため、一般に流通する J A S 構造材等を活用し、**工期短縮や省力化が可能な部材や設計・施工手法の開発・普及**の取組等を支援します。

(イ) 建築基準法の合理化に対応した部材・設計等の開発（拡充）

都市部の中高層建築物の木造化・木質化のため、**建築基準の合理化に対応した木質耐火部材や内装材の開発や仕様変更・再検討に係る性能検証、設計・施工手法の普及**の取組等を支援します。

(ウ) C L T 等を活用した建築物の低コスト化・検証等（継続）

中大規模建築物等における木材利用の拡大のため、標準的な木造化モデルの作成や構造計算プログラムの開発など、**C L T 等の利用促進や低コスト化の促進、C L T 等の建築物の設計の合理化や容易化に向けた取組とその成果の普及等**を支援します。



ア 一般に流通する J A S 構造材等を活用した合理的な部材や設計・施工手法等の開発・普及

JAS製材を活用する設計の低層大規模木造建築物

ユニット化による工期短縮や省力化

イ 建築基準法の合理化に対応した部材・設計等の開発

1.5時間耐火性能を有する木質耐火部材の開発

燃えしろ設計法（大断面材の使用）
燃えしろ厚さの確保

燃焼後の太い柱

+

防火区画の強化等により延焼を抑制

国土交通省HPより引用

ウ C L T 等を活用した建築物の低コスト化・検証等

様々な厚さの C L T の基準強度の設定に必要なデータ整備

中層共同住宅等の標準的な木造化モデルの作成

C L T パネル工法に対応した構造計算プログラム等の開発

② 先駆性等の高い木造化技術による設計・建築実証（拡充）

＜対策のポイント＞

一般流通材等を活用した工法による建築物や、木質耐火部材・準耐火構造による建築物、標準寸法のC L Tを活用した建築物等について、有識者や地域の設計者・施工者等が連携して実施する、**先駆性等の高い設計・建築実証の取組**を支援します。

＜事業の内容＞

有識者や木材加工事業者、地域の設計者・施工者等が連携して実施する、**先駆性等の高い設計・建築実証の取組**を支援します。

※都市（まち）の木造化推進法に基づく協定締結者を優先的に支援

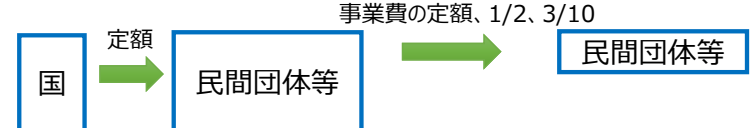
・ 一般流通材等を用いた設計・建築実証（拡充）

地域の製材所等により生産・加工された建築用木材を活用した工期やコスト等に優れた建築物や木質耐火部材・準耐火構造を採用した建築物等の、当該地域におけるモデル的な木造建築物の設計・建築等の実証を支援します。

・ C L T を活用した建築物等の設計・建築実証（継続）

C L T を活用した先駆性が高い建築物及び標準寸法のC L T や標準的な木造化モデルを活用した普及性が高い建築物の設計・建築等の実証を支援します。

＜事業の流れ＞



※経費別の補助率
○協議会が取り組む普及活動等への助成：定額
○実証に係る設計費・建築費への助成：1/2、3/10
（中層以上又は大規模建築物に活用する場合、特に普及性や先駆性が高いと認められる場合は1/2）

＜事業イメージ＞

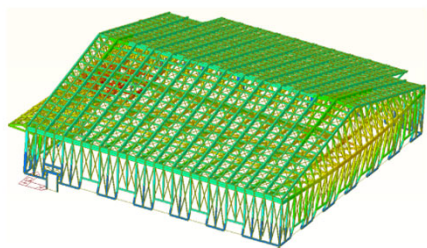
＜応募から事業実施までの流れ＞



・ 一般流通材等を用いた設計・建築実証



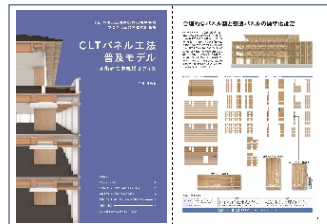
地域材を活用した20m超スパンのトラスを用いて大空間を無柱とする設計の建築物（工場）における実証



・ C L T を活用した建築物等の設計・建築実証



鉄骨造と木造の立面混構造
耐震壁にC L T を利用した取組例



CLTパネル工法の普及モデルを取り入れた設計の取組例



③ 木造建築物の設計者・施工者育成（拡充）

<対策のポイント>

木造建築物を担う設計者・施工者を育成する取組、専門家派遣や A I 活用による技術的サポートを支援します。

<事業の内容>

<事業イメージ>

(ア) 講習会等による設計者・施工者育成（継続）

木質耐火部材等の活用に係るマニュアルや中大規模木造建築物の構造設計指針の作成・普及、C L T 建築物等の企画・設計における課題解決に向けた専門家の派遣、設計・施工等の技術的な面に関する講習会等の実施等の取組を支援します。

また、各都道府県の工務店等を対象として、部材調達や設計・施工における木材利用の留意点や木造化標準モデル等も含め、木造建築分野を担う設計者・施工者の拡大を図るための講習会等の実施等の取組を支援します。

(イ) 専門家派遣等による技術的サポート（拡充）

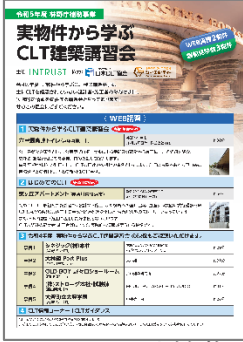
地域の企業や行政が参画する地域協議会等に対する専門家派遣等の技術的サポートを支援します。

また、木造建築の経験が少ない設計者等からの、木造建築に係る規制・制度や技術・ノウハウ等の質問等に対して A I を活用して対応するシステムの構築・運用を行う取組を支援します。

講習会等による設計者・施工者育成



▲国産材を中大規模木造建築物の構造材に用いたトラス工法の開発や設計・施工手法の普及

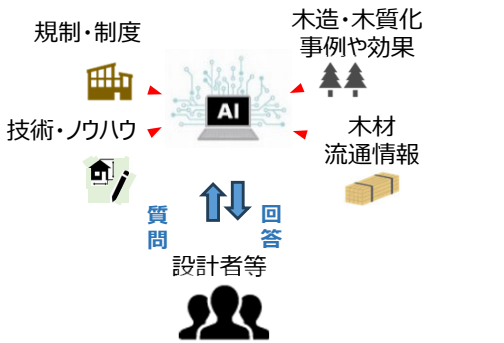


▲ C L T 建築物の普及に向けた講習会の開催

専門家派遣等による技術的サポート



▲地域の企業や行政が参画する地域協議会等に対する専門家派遣



▲木造建築に係る規制・制度や技術・ノウハウ等の質問等に対して A I を活用して対応

<事業の流れ>



[お問い合わせ先] (ア) の事業) 林野庁木材産業課 (03-3502-8062)
(イ) の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2120)

2.木材利用の持続可能性の評価に向けた環境整備事業（新規）

令和8年度予算概算要求額 45,000千円（前年度 15,000 千円）

<対策のポイント>

建築物LCA制度化への対応も見据え、中高層建築物に必要な部材等の排出原単位の整備等への支援や、国産材・地域材利用による温室効果ガス（GHG）排出削減効果を見える化する手法の開発等を実施します。

<事業の内容>

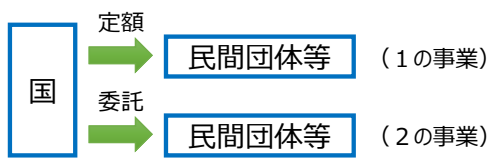
・ 中高層建築物に係る木材の排出原単位の整備等（新規）

建築物LCAの制度化への対応も見据え、木材利用（中高層建築物に必要な大断面集成材等）によるGHG排出削減効果の「見える化」（原単位整備等）や木質部材の製造工程（乾燥・加工等）における排出削減に向けた技術開発等を支援。

・ 国産材製品の製造時排出量における優位性の見える化（新規）

建築物LCAにおける国産材利用等の優位性を「見える化」するため、国産材・地域材製品の利用によるGHG排出削減効果を測定・表示し、建築物LCAに反映させる手法の検討・整備等を実施。

<事業の流れ>

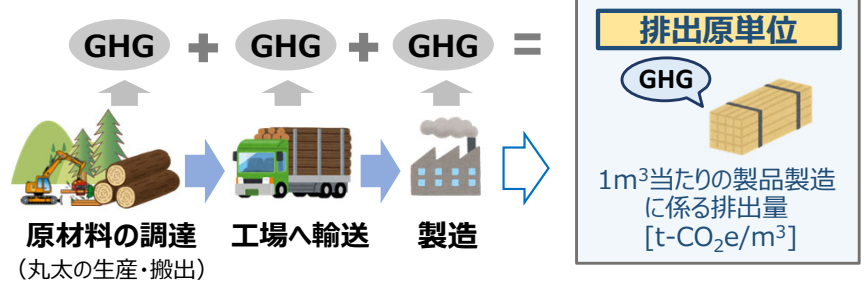


<事業イメージ>

■ 建築物のライフサイクルカーボンの算定（イメージ）



□ 木材製品の原単位算定（積み上げ法）

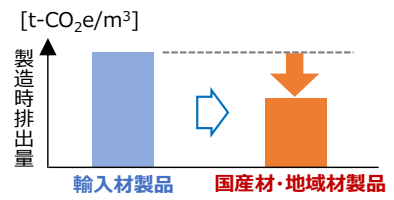


■ 木材製品の製造時の排出量削減

⇒製造プロセス（乾燥・加工等）の効率化等による製造時の排出削減



■ 国産材・地域材利用による排出削減効果の見える化

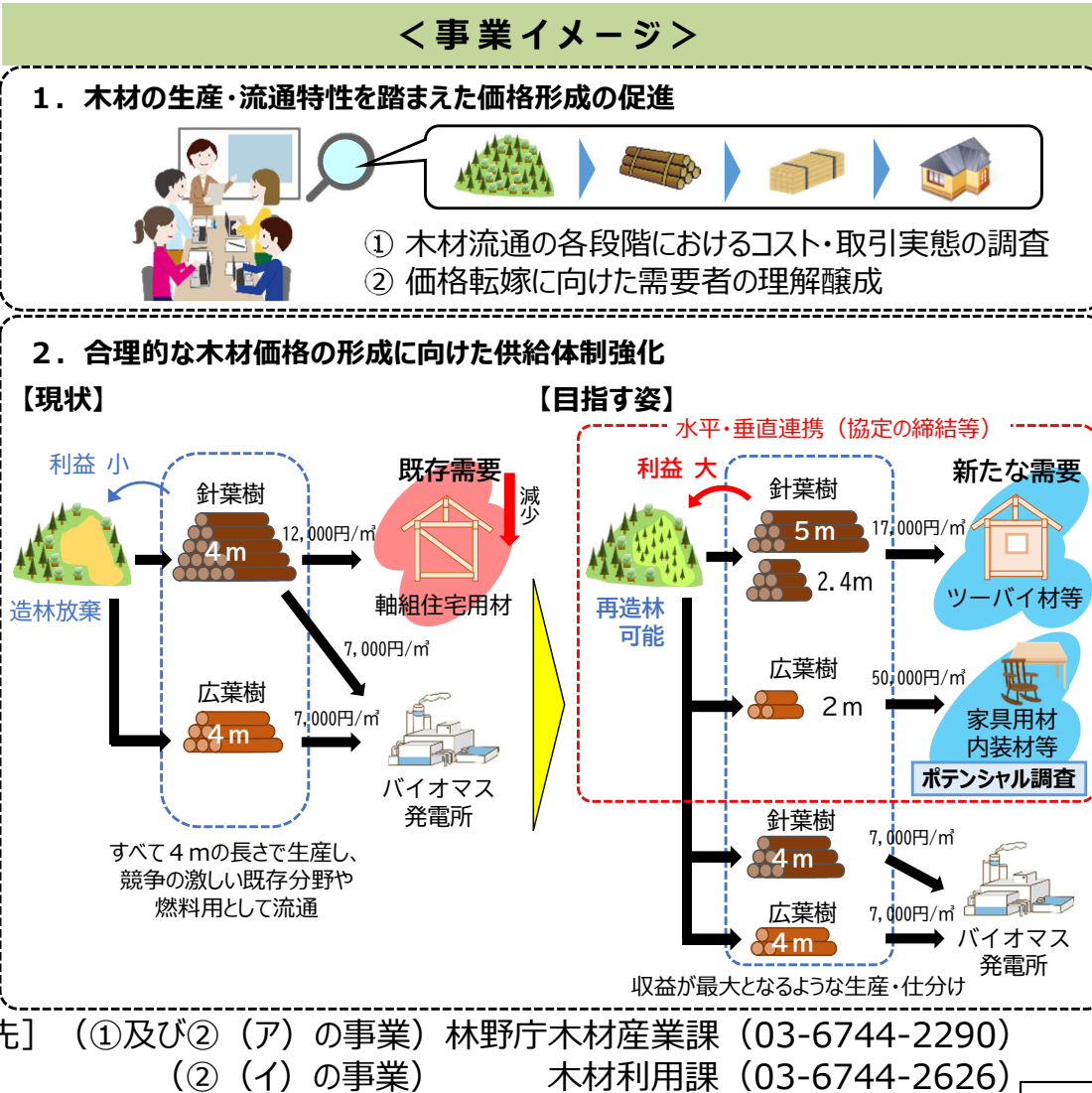
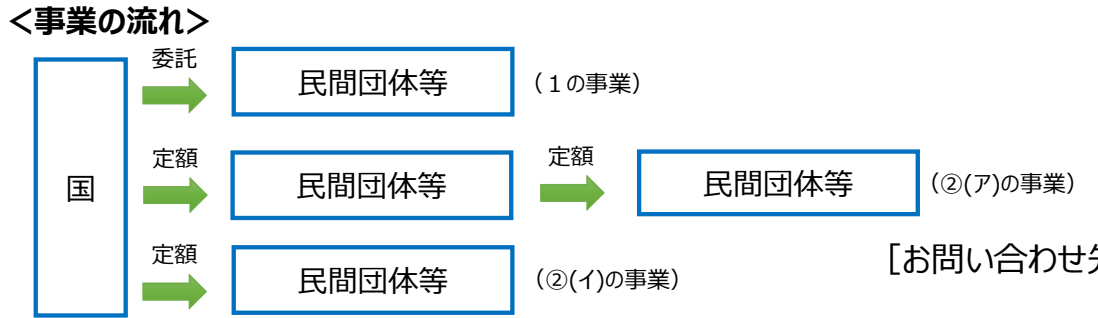


3. 森林資源の循環利用に向けた木材供給体制構築事業（新規）

令和8年度予算概算要求額 90,846千円（前年度 57,499千円）

＜対策のポイント＞
持続可能な木材供給体制の構築に向け、再造林を含む合理的な費用を考慮した木材価格の形成を推進するため、木材流通の各段階におけるコスト・取引実態の調査や需要者の理解醸成を実施するとともに、関係者間の水平・垂直連携による木材供給体制づくりの取組等を支援します。

- ＜事業の内容＞
- ① 木材の生産・流通特性を踏まえた価格形成の促進（新規）
木材流通の各段階におけるコストや取引実態、課題の調査、価格転嫁に向けた需要者の理解醸成を実施します。
- ② 合理的な木材価格の形成に向けた供給体制強化（新規）
(ア) 地域の山林から木材を調達する関係者間の水平・垂直連携を通じ、再造林を含む、木材の持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した木材価格の形成に向けたモデル的な体制づくりの取組を支援します。
その際、現状の住宅分野の需要は縮小傾向にあることから、輸入材比率の高い分野（横架材、ツーバイ材、内装材等）や新たな分野（非住宅用材、家具用材、産業資材用材等）に関する取組を重点的に支援します。
- (イ) 新たな供給体制づくりを支援するため、製品の付加価値向上に向けた輸入材から国産材への転換ニーズ等について全国的なポテンシャル調査を行います。



【お問い合わせ先】 (①及び② (ア) の事業) 林野庁木材産業課 (03-6744-2290)
(② (イ) の事業) 木材利用課 (03-6744-2626)

4. 木材産業人材確保促進対策（新規）

令和8年度予算概算要求額 90,000千円（前年度 60,000 千円）

＜対策のポイント＞
木材産業における人材確保のため、地元高校生等を対象とする木材産業への就業促進のための取組や外国人材の受入れに必要な技能評価試験の作成・実施、安全で働きやすい職場づくりに向けた作業安全向上のための取組等を支援します。

＜事業の内容＞

① 人材確保・育成支援モデル事業（新規）

林業大学校や地元高校等を対象とする**合同企業説明会の開催・出展**や**専門家の指導に基づく採用・募集方法の改善等**に向けた取組、**若手社員向けの合同研修の実施等**の人材確保・育成のための取組を支援するとともに、それらの取組成果やノウハウの普及を図る取組を支援します。

② 外国人材受入れ促進支援事業（組替新規）

（ア）**特定技能制度**での外国人材受入れに必要な**技能評価試験の作成・更新・国内外での試験実施**を支援します。

また、外国人材の受入れ・定着の促進に向けて、**受入企業側の制度理解の促進等のための説明会・相談会の開催**や**優良事例の収集・周知等**の取組を支援します。

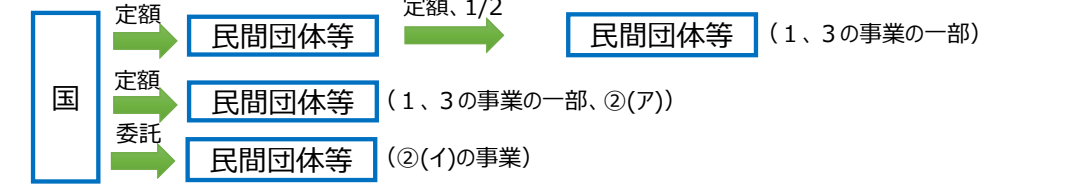
（イ）令和9年度からの施行が予定されている**育成就労制度**での外国人材受入れに向けて、**必要な技能評価試験の作成**や**受入れマニュアルの整備等**を行います。

③ 作業安全向上支援モデル事業（拡充）

（ア）安全で働きやすい職場づくりを推進するため、製材工場等における**安全診断の徹底を促す研修会の開催等**を支援します。

（イ）地域レベルで行う**作業安全向上のモデル的取組の横展開**や、**安全診断の結果に基づいて行う取組改善**や**作業安全向上のための取組**を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 国内人材の確保



合同企業説明会の開催



人材確保に向けた企業向けセミナー



合同研修の実施

2. 外国人材の受入れ促進

【特定技能制度】（令和10年度までの受入れ見込数：5,000人）

- ・外国人材の知識や技能を評価・確認する**試験問題の作成**
- ・国内外での**試験の実施**
- ・受入れ企業による就労改善等の参考となる**優良事例の収集・周知**
- ・受入れ企業や外国人の**制度理解促進**のための説明会の開催 等



インドネシアでの試験実施

【育成就労制度】

令和9年度の制度施行に向けた試験作成等の条件整備

3. 安全で働きやすい職場づくりの推進



安全診断に関する研修会の開催



研修を受けて
安全診断を実践



同業他社を交えた
現地検討会の開催



改善前
改善後
(手すり・柵の設置)
診断結果に基づく改善の取組を実践

【お問い合わせ先】 林野庁木材産業課（03-6744-2292）

<対策のポイント>
花粉の少ない森林への転換促進に向け、スギ人工林伐採重点区域におけるスギ人工林の伐採・植替え等の加速化やスギ材の需要拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大、林業の生産性向上及び労働力の確保、スギ花粉の飛散量の予測・飛散防止等の対策を推進します。

<政策目標>
スギ花粉の発生量の削減（令和2年度比 約2割削減〔令和15年度まで〕、5割削減〔令和35年度まで〕）

<事業の内容>

1. スギ人工林の伐採・植替え等の加速化
スギ人工林伐採重点区域における、伐採・植替えに寄与する路網整備や伐採・植替えの一貫作業、森林所有者への働きかけ支援による意欲ある林業経営体への**森林の集約化**や、**花粉発生源対策に係る普及啓発等**を支援します。

2. スギ材の需要拡大
住宅分野におけるスギJAS構造材等の利用促進、集成材工場や保管施設等の整備、建築物等へのスギ材利用の機運の醸成を支援します。

3. 花粉の少ない苗木の生産拡大
官民を挙げた苗木増産体制の強化、細胞増殖技術を活用した苗木大量増産技術の開発、花粉の少ない苗木の**広域流通**を支援します。

4. 林業の生産性向上及び労働力の確保
意欲ある木材加工業者等に対する**高性能林業機械の導入**を支援します。

5. 花粉飛散量の予測・飛散防止
花粉飛散予測に資する**スギ雄花の花芽調査等**への支援や**航空レーザ計測**による森林資源情報の高度化を実施するとともに、森林現場における**スギ花粉の飛散防止剤**の実証試験・環境影響調査を支援し、社会実装を加速化します。

<事業の流れ>

国

定額、1/2、委託
定額、1/2
定額、1/2等

民間団体等
(国立研究開発法人森林研究・整備機構含む)
都道府県
(3の事業の一部)
都道府県等
民間団体等
(市町村含む)

(1～3、5の事業の一部)
(1～4の事業の一部)

※ 国有林においては、直轄で実施

<事業イメージ>

1. 発生源対策

スギ人工林の伐採・植替え等の加速化

スギ人工林伐採重点区域において
・伐採・植替えの一貫作業と路網整備を推進

・意欲ある林業経営体への**森林の集約化**の促進

・花粉発生源対策に係る普及啓発



<路網の整備> <再造林>

スギ材需要の拡大

・住宅分野における**スギJAS構造材等の利用促進**

・集成材工場、保管施設等の整備

・建築物等への**スギ材利用の機運の醸成**



<スギJAS集成材>

花粉の少ない苗木の生産拡大

・森林研究・整備機構による**原種苗木増産**

・都道府県による**種穂増産**

・民間事業者による**苗木生産施設及び生産体制の強化**

・細胞増殖による**苗木大量増産技術の開発**

・苗木の生産量が多い産地から少ない地域への**供給の促進**



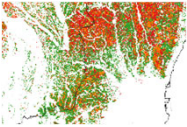
<原種増産施設> <閉鎖型採種園>

2. 飛散対策

スギ花粉飛散量の予測

・スギ雄花の着花状況の調査等の実施

・花粉飛散予測の高度化に向けた**航空レーザ計測・解析**を推進



<林相区分図の整備>

スギ花粉の飛散防止

・森林現場で**スギ花粉の飛散防止剤の実証試験・環境影響調査**を支援



<花粉飛散防止剤により枯死した雄花>

林業の生産性向上及び労働力の確保

・意欲ある木材加工業者等に対する**高性能林業機械の導入**



<高性能林業機械>

〔お問い合わせ先〕 林野庁森林利用課（03-3501-3845）

14

<対策のポイント>
「伐って使って植えて育てる」循環利用の加速化に向けた川下の需要拡大のため、横架材のスギ材への置換えに資する集成材工場等の整備、住宅分野におけるスギ J A S 構造材等への転換促進、スギ材の活用に向けた技術開発、建築物等へのスギ材利用の機運の醸成を促進する取組等を支援します。

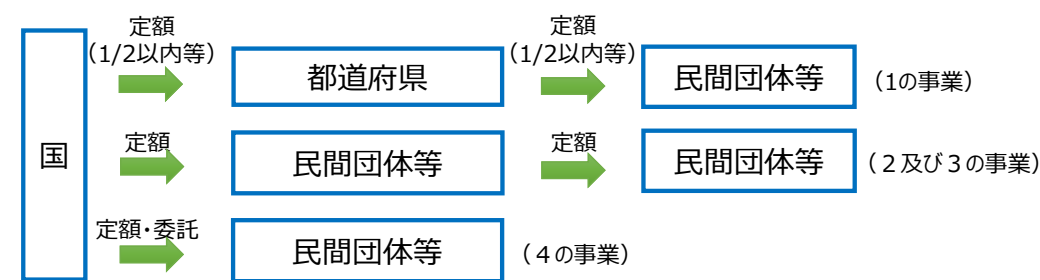
<事業の内容>

- 1. 花粉症対策木材活用加工流通施設等の整備**
スギ材の利用拡大に向け、集成材等の製品を効率的かつ安定的に生産・供給できる木材加工流通施設における加工機械の導入等を支援します。また、スギ材の増産等による需給緩和に備え、ストック機能強化のための製品保管倉庫や原木ストックヤードの整備等を支援します。
- 2. 花粉症対策木材利用促進**
住宅分野でのスギ材の需要を拡大するため、中小工務店等やプレカット事業者のスギ J A S 構造材等への転換の取組を支援します。
- 3. 花粉症対策木材の活用に向けた技術開発**
改正建築基準法令を踏まえた、高耐力な住宅での活用を含め、スギ材の利用拡大に向けた製品の開発や製造の低コスト化、設計や建築に係る技術開発等の取組に対して支援します。
- 4. 花粉症対策木材の利用拡大に向けた機運の醸成**
スギ材を活用した建築物の木造・木質化等を促進するイベントの開催や SNSを活用した情報発信など、機運の醸成を図る取組を支援します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



[お問い合わせ先]
(1～3の事業) 林野庁木材産業課 (03-6744-2293)
(4の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2298)

<対策のポイント>

消費者に安全な木材製品等を供給するため、木材製品や作業環境などに係る放射性物質の調査・分析を行うとともに、木材製品等に係る安全証明体制の構築を図ります。

<事業目標>

汚染実態等を継続的に把握し、復興に向けた森林・林業施策を的確に推進

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 木材産業に係る放射性物質継続調査
- 製材工場等での原木の受け入れから木材製品の出荷までの工程を対象とした、原木、木材製品、作業環境などの放射性物質の調査・分析を継続的に支援します。
2. 安全証明体制の構築に向けた支援
- 多様な木材製品等の安全と安心を確保するため、木材製品等に係る安全証明体制の構築を支援します。
- ① 木材製品等の流通調査・分析を支援します。

② 木材製品等の安全を確保するため、放射性物質測定装置の設置等による効果的な検査体制の整備を支援します。

③ 風評被害の防止に向けた活動を支援します。

安全な木材製品等の供給

原木・木材製品等の放射性物質調査や安全証明体制の構築を支援。

原木

（入荷）

原木市場、製材工場等

（加工）

木材製品

（出荷）

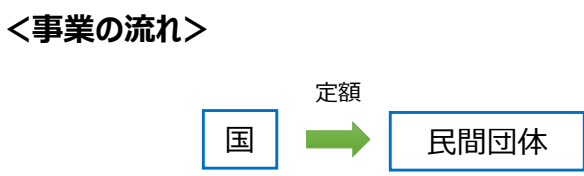
原木・木材製品等の検査体制等の整備

放射性物質測定装置の設置

ScanMag-Japan

安全証明体制に向けた有識者検討会

風評被害防止対策の実施



放射性物質被害林産物処理支援事業（継続）

令和8年度予算概算要求額 270,000千円（前年度 312,200千円）

<対策のポイント>

事業活動を安定化させ、林産物の流通を推進するための放射性物質被害を受けた林産物の焼却、運搬等の賠償金の立替を支援します。

<事業目標>

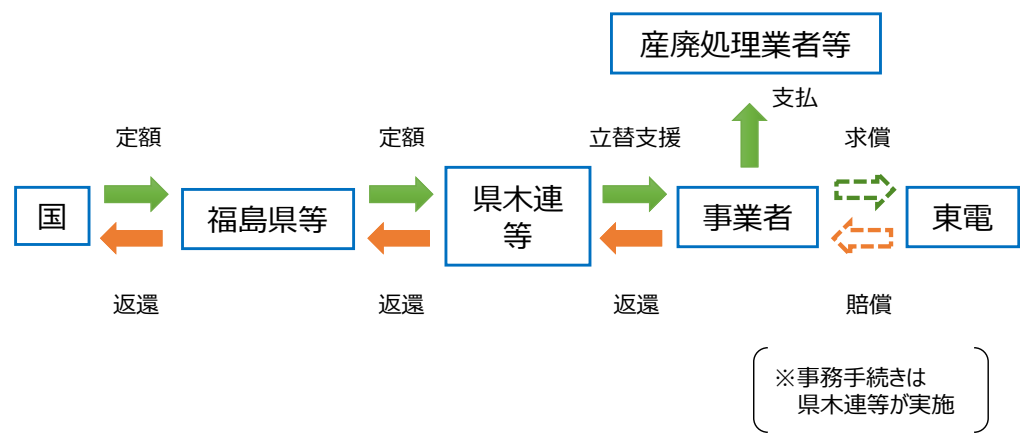
森林・林業の再生を通じた被災地の復興

<事業の内容>

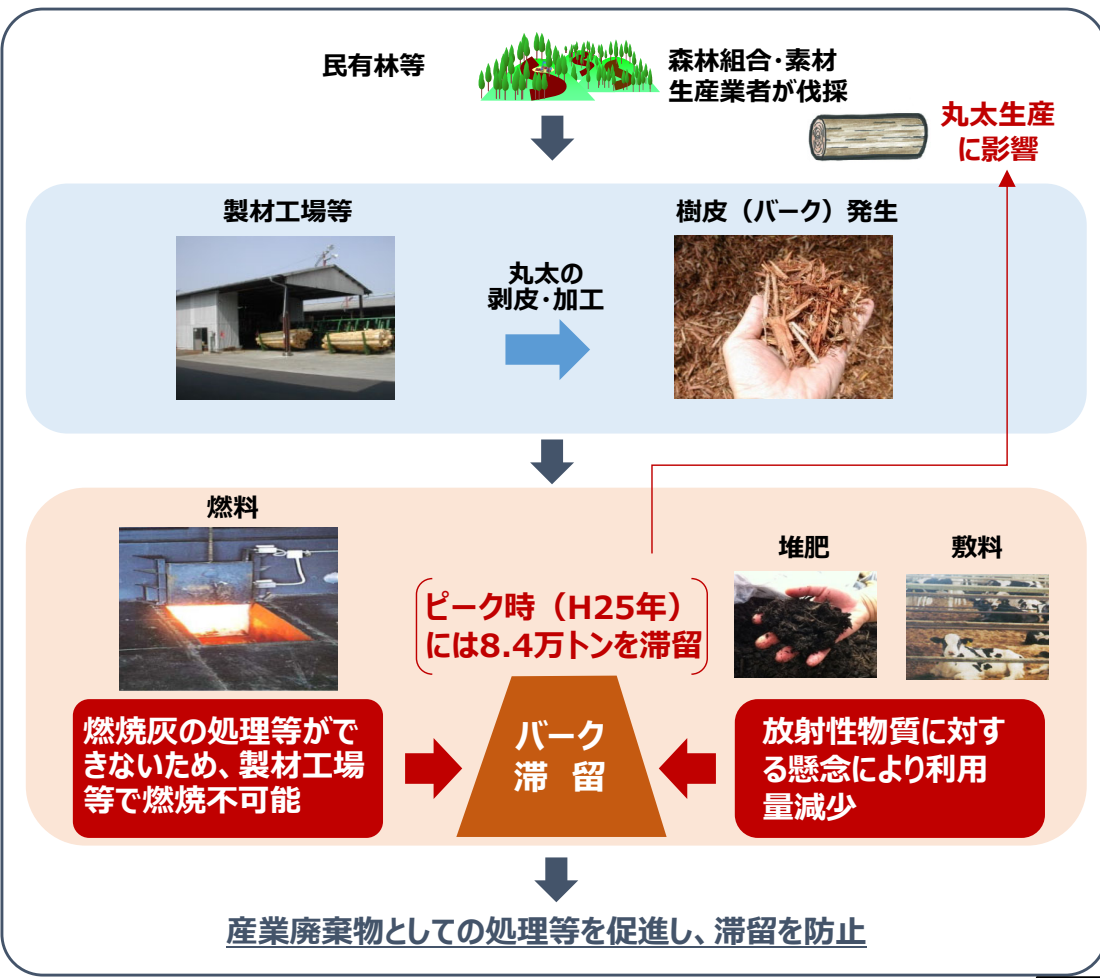
1. 樹皮(バーク)等の処理に向けた支援

地域林産物の流通安定化を図るため、樹皮(バーク)、ほだ木等の放射性物質被害林産物の処理対策として、廃棄物処理施設での焼却、運搬等の賠償金が東京電力から支払われるまで一時的に立替支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



令和 8 年度

木材利用課関係予算概算要求の概要

令和 7 年 8 月

林野庁

目 次

○ 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策	2
Ⅰ 森林集約・循環成長対策	3
◆木材需要拡大・木材産業基盤強化対策	
1 木造公共建築物等の整備	
2 木造非住宅建築物等の整備	
3 木質バイオマス利用促進施設整備	
Ⅱ 木材等の付加価値向上・需要拡大対策	8
◆建築用木材供給・利用強化対策	9
JAS構造材・CLT等による木造化総合対策事業	
木造建築物の設計者・施工者育成（うち専門家派遣等による技術的サポート）	
森林資源の循環利用に向けた木材供給体制構築事業	
合理的な木材価格の形成に向けた供給体制強化（うち国産材への転換ニーズ等のポテンシャル調査）	
◆木材需要の創出・輸出力強化対策	13
1 木質バイオマス利用環境整備事業	
2 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業	
3 「グリーンウッド」実施支援事業	
4 ウッド・チェンジ拡大促進支援事業	
Ⅲ 花粉の少ない森林への転換促進総合対策	18
スギ材の需要拡大(うち花粉症対策木材の利用拡大に向けた機運の醸成)	
○ グローバルサウスにおける持続可能な森林経営及び木材利用の促進	20
【参考】	
○ 品目団体輸出力強化支援事業	21

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策

令和8年度予算概算要求額 18,229,412千円（前年度 14,295,316千円）

<対策のポイント>

2050年ネット・ゼロ等に貢献する「森の国・木の街」を実現するとともに、花粉症対策を推進する観点から、DX等新技術の導入を図り、川上から川下までの森林・林業・木材産業政策を総合的に推進します。

<事業目標>

国産材の供給・利用量の増加（34百万m³〔令和5年〕→ 42百万m³〔令和12年まで〕）

<事業の全体像>

1 森林集約・循環成長対策

・森林の集積・集約化に向けた関係者の合意形成や、路網整備、省力・低コスト再造林、スマート林業の実装に向けた先進的な林業機械など高性能林業機械の導入、木材加工流通施設の整備、波及効果の高い木造公共建築物・木造非住宅建築物の整備、特用林産振興施設の整備等を支援するとともに、機械導入・施設整備に対する融資を円滑化

2 木材等の付加価値向上・需要拡大対策

・JAS構造材やCLT等を活用した木造化、木材利用による温室効果ガス排出削減効果の「見える化」の促進、合理的な木材価格の形成による森林資源の循環利用に向けた供給体制構築、CLT等の輸出促進、木質バイオマスの利用環境整備、特用林産物の需要拡大、森林空間を活用した「森業」の展開等の取組を支援

3 森林・林業担い手育成総合対策

・「緑の雇用」事業による新規就業者への体系的な研修、林業大学校で学ぶ就業前の者への給付金給付、外国人材受入れに向けた条件整備、林業経営体の労働安全対策等を支援

4 スマート林業・DX推進総合対策

・林業の安全性、生産性及び収益性の飛躍的な向上を図るため、スマート林業技術や木質系新素材等の開発・実証、スマート林業技術を活用する新たな作業システムの構築、地域一体で林業活動にデジタル技術をフル活用する拠点づくり等を支援

5 森林・山村地域活性化振興対策

・里山林の整備・活用に取り組む組織の確保・育成を図るため、活動組織確保に向けた説明会・体験会の開催、安全対策や施業技術に関する講習の開催、「半林半X」を含めた活動組織による里山林の整備・活用の実践を支援

6 花粉の少ない森林への転換促進総合対策

・スギ人工林伐採重点区域におけるスギ人工林の伐採・植替えの加速化やスギ材の需要拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大、花粉の飛散量の予測、スギ花粉の飛散防止対策等を支援

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち
森林集約・循環成長対策（拡充）

令和8年度予算概算要求額 8,444,219千円（前年度 7,033,014千円）

＜対策のポイント＞

木材需要の拡大及び木材需要に的確に対応できる安定的かつ持続可能な供給体制の構築と、それに必要な森林の集積・集約化等を推進するため、林業の生産基盤強化や再造林の省力・低コスト化、関係者による合意形成、条件整備、非住宅建築物の木造化の推進等の川上から川下までの総合的な取組を支援します。

＜事業目標＞

国産材の供給・利用量の増加（34百万m³〔令和5年〕→ 42百万m³〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 森林の集積・集約化促進対策

- ① 関係者による情報共有や合意形成等を実行するモデル事業等を支援します。
- ② 集約化モデル実証の取組の全国展開を図るため、専門家等による助言・評価等の伴走支援や成果の発信等を実施します。
- ③ 集積・集約化を支援する人材育成や集約化に係るノウハウを整理・分析します。

2. 林業・木材産業循環成長対策

集積・集約化の推進に向けて、改正森林経営管理法に基づき集約化構想を策定する地域や関係者を優先して生産基盤強化、需要拡大対策等に取り組みます。

① 循環型資源基盤整備強化対策等

循環型林業の推進に向け、搬出間伐の実施や路網整備、省力・低コスト再造林等の取組を一体的に支援するとともに、高性能林業機械の導入、エリートツリー等の原種増産技術の開発や苗木の生産技術・生産性の向上等の取組を支援します。

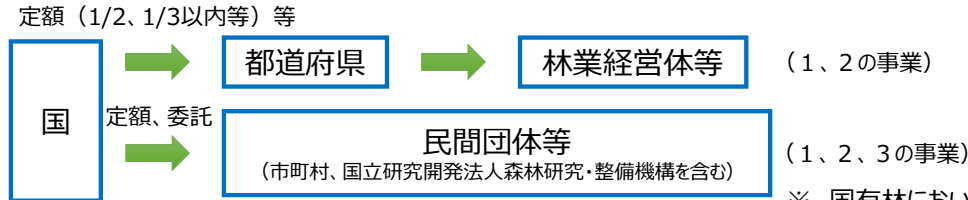
② 木材需要拡大・木材産業基盤強化対策

木材需要の拡大及び木材産業の基盤強化に資する、木造公共建築物及び木造非住宅建築物の整備、木材加工流通施設の整備等を支援します。

3. 林業・木材産業金融対策

意欲と能力のある林業経営者が行う機械導入・施設整備等に対する融資の円滑化を図ります。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

森林の集積・集約化促進対策

○森林の集約化モデル地域実証事業（集約化モデル実証の支援、集約化モデル実証の取組の全国展開、専門人材の養成や集約化に係るノウハウの整理・分析）

林業・木材産業循環成長対策

○循環型資源基盤整備強化対策（間伐材生産、路網整備・機能強化、省力・低コスト再造林、コンテナ苗生産基盤施設等の整備）○高性能林業機械の導入 ○森林整備地域活動支援対策 ○林業の多様な担い手の育成 ○山村地域の防災・減災対策 ○森林資源保全対策 ○優良種苗生産推進対策 ○林野火災予防対策 ○木材需要拡大・木材産業基盤強化対策（木材加工流通施設等の整備、木質バイオマス利用促進施設の整備、特用林産振興施設等の整備、木造公共建築物及び木造非住宅建築物等の整備）

林業・木材産業金融対策

○林業施設整備等利子助成事業
○林業信用保証事業（木材需要拡大・安定供給支援林業信用保証事業、保証活用支援事業、木材産業等高度化推進資金事業）



【お問い合わせ先】 林野庁計画課 (03-6744-2082)

木材需要拡大・木材産業基盤強化対策（拡充）

令和8年度予算概算要求額 8,444,219千円（前年度 7,033,014千円）の内数

・木材需要拡大を図り、木材需要に対応できる安定的・持続的な供給体制の構築を通じ、川下から川上まで相互利益を拡大していくことが重要。
・このため、木材需要の拡大及び木材産業の基盤強化に資する施設整備を総合的に支援することにより、国産材利用を推進する。

<事業の内容>

<事業イメージ>

木材の需要拡大及び木材産業の基盤強化を図るため、以下の取組を支援します。

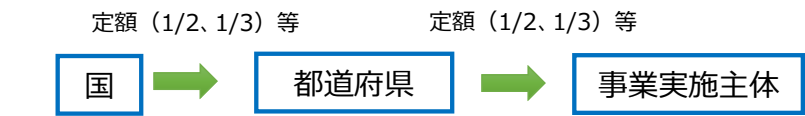
<支援内容>

- ① 木造公共建築物等の整備
地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化等に対し支援
- ② 木造非住宅建築物等の整備
地域材利用のモデルとなるような民間の非住宅建築物の木造化等に対し支援
- ③ 木質バイオマス利用促進施設の整備
未利用間伐材等の収集・運搬の効率化に資する機材や、未利用木質資源をエネルギー等として活用するために必要な供給施設・利用施設の整備を支援
- ④ 特用林産振興施設等の整備
地域経済で重要な役割を果たす特用林産物の生産基盤の整備を支援するとともに、生産・加工流通の施設整備を支援
- ⑤ 木材加工流通施設等の整備
林業・木材産業の生産基盤の強化に資する木材加工流通施設等の整備を支援

<事業実施主体>

地方公共団体、森林組合、民間事業者 等

<事業の流れ>



木材需要拡大・木材産業基盤強化に係る施設を総合的に支援

木造公共建築物等の整備

① 教育施設や社会福祉施設など公共建築物の木造化や内装木質化を支援



公共建築物の木造化のイメージ

木造非住宅建築物等の整備

② 店舗や金融機関など非住宅建築物の木造化や内装木質化を支援（新規）



非住宅建築物の木造化のイメージ

木質バイオマス利用促進施設の整備

③ 林地残材等の活用、燃料用チップ等の供給、木質バイオマスの熱利用・熱電併給のための施設等の整備を支援



移動式チップパー 木質資源利用ボイラー

特用林産振興施設等の整備

④ 特用林産物の生産性向上や品質確保を図るため、生産施設や加工・貯蔵施設の整備等を支援



菌床しいたけ栽培施設の整備 しいたけ出荷施設の整備

木材加工流通施設等の整備

⑤ 地域材の供給力強化に向けた木材加工流通施設等の整備を支援（リース導入を支援対象に追加するとともに、省力化や高付加価値化への支援を強化）



省人化等施設

[お問い合わせ先] ①、②の事業 林野庁木材利用課 ① 03-6744-2626
③の事業 " ③ 03-6744-2297
④の事業 経営課 ④ 03-3502-8059
⑤の事業 木材産業課 ⑤ 03-6744-2292

木造公共建築物等の整備

<対策のポイント>

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（都市（まち）の木造化推進法）を踏まえ、同法に基づく木材利用方針の策定市町村において、地域材利用のモデルとなるような**公共建築物**の木造化・内装木質化に対し支援します。

補助対象：公共建築物の木造化・内装木質化

補助率：定額（1／2以内 等）

- ▶木造化：建築工事費の15%以内
ただし、次に該当するものは1/2以内
 - CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材を構造耐力上主要な部分に活用する建築物
 - 耐火建築物又は三階建て以上の準耐火建築物 等

- ▶内装木質化：建築工事費の3.75%以内
ただし、木質化事業費の1/2を超えないこと

※ 建築工事費とは建築物を新築する際の建築工事費全体。既存施設において木質化を行う場合は、当該施設と同様の施設を新築した場合の建築費を試算。

事業実施主体：地方公共団体、民間事業者等
(都市(まち)の木造化推進法に基づく協定締結者を優先的に支援)

<事業の流れ>



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業実施主体へ配分。

《公共建築物の対象施設例》

【教育・学習関係施設】

- ・文化交流センター
- ・保育園及び子育て支援施設
- ・学校附属施設
- ・体育館、武道場
- ・図書館
- ・児童館
- ・青年の家及び研修所
- ・文化財保存及び展示施設



【医療・社会福祉施設】

- ・病院・診療所
- ・高齢者福祉施設
- ・障害者支援施設

【観光・産業振興関係施設】

- ・観光案内施設
- ・ターミナル施設
(物販施設は対象外)



【木造公共建築物等の整備の主な要件等】

木材利用の波及効果・展示効果の発揮

1,000人/年以上の不特定多数の利用者が見込まれる非営利目的の施設であり、延べ床面積が300m²以上であること。

木造化：原則、地域材0.18m³/m²以上であること。

内装木質化：木質化面積が合計300m²以上かつ地域材50%以上であること。
対象施設の耐用年数の残存期間が10年以上あること。

合法性確認木材等の利用促進

クリーンウッド法に基づき合法性が確認された木材等を使用すること。

JAS製材品使用の促進

木造化は、原則、構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、「日本農林規格等に関する法律」の規定に基づき認定されたものを使用すること。

木造化における地域材の計画的な調達の推進

材工分離発注方式は、優先的に支援。

木造非住宅建築物等の整備

<対策のポイント>

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（都市（まち）の木造化推進法）を踏まえ、建築物木材利用促進協定を締結した**民間事業者等**の社会的評価（環境貢献、地域貢献等）の向上に繋がる地域のモデルとなるような木造化等の取組に対し支援し、**非住宅建築物**への木材利用の拡大を図ります。

補助対象：非住宅建築物の木造化・内装木質化

補助率：定額（1／2以内 等）

▶木造化：建築工事費の15%以内

ただし、次に該当するものは1/2以内

- CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材を構造耐力上主要な部分に活用する建築物
- 耐火建築物又は三階建て以上の準耐火建築物 等

▶内装木質化：建築工事費の3.75%以内

ただし、木質化事業費の1/2を超えないこと

※ 建築工事費とは建築物を新築する際の建築工事費全体。既存施設において木質化を行う場合は、当該施設と同様の施設を新築した場合の建築費を試算。

事業実施主体：民間事業者等

※ 以下のいずれかに該当する者

- ・ 都市(まち)の木造化推進法に基づく協定を締結している者
- ・ 森林経営管理法に基づく集約化構想の協議の場に参画している者

<事業の流れ>

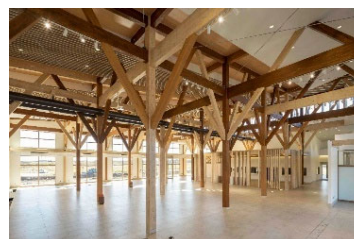


※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業実施主体へ配分。

《非住宅建築物の対象施設例》

- ・農産物などの食料品の販売等を営む店舗
- ・地域の金融機関
- ・農林水産物の生産、集荷等に供する施設
- ・資材の貯蔵等に供する施設、倉庫
- ・事務所

など



店舗のイメージ



金融機関のイメージ

建築物への木材利用
による環境貢献や地域貢
献を評価・公表

【木造非住宅建築物等の整備の主な要件】

木材利用の波及効果・展示効果の発揮

1,000人/年以上の利用者が見込まれる施設であること。

CO2固定量を算定し、SHK制度等により公表すること。

川上や川中との連携等について公表すること。

木 造 化：原則、地域材0.18m³/m²以上、延べ床面積が300m²以上かつ3,000m²以下の5階建以下の建築物であること。

内装木質化：木質化面積が合計300m²以上かつ地域材50%以上、延べ床面積が300m²以上であること。対象施設の耐用年数の残存期間が10年以上あること。

合法性確認木材等の利用促進

クリーンウッド法に基づき合法性が確認された木材等を使用すること。

J A S 製材品使用の促進

木造化は、原則、構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、「日本農林規格等に関する法律」の規定に基づき認定されたものを使用すること。

木質バイオマス利用促進施設整備

<対策のポイント>

未利用間伐材・林地残材等由来の燃料の収集・運搬の効率化に資する取組や、地域の関係者の連携の下、森林資源を熱利用や熱電併給により地域内で持続的に活用する「地域内エコシステム」をはじめとした地域一体的な木質バイオマスエネルギー利用体制の構築を重点的に支援します。

■ 未利用間伐材等活用機材整備

未利用間伐材・林地残材等由来の燃料の収集・運搬の効率化に資する取組は、
補助率1/2（枝葉・短尺材を活用する取組は優先採択）

■ 木質バイオマス供給施設整備

未利用木質資源※¹の燃料製造・供給に向けた取組は、
補助率1/3
ただし、「地域内エコシステム」の構築に資する取組である場合、
又は、地域活用要件※²に合致するFIT・FIP発電所への供給を主な目的とし、
かつ政府が推進する地域一体的な計画※³に基づく取組の場合には、
補助率1/2
また、地域活用要件※²に合致しないFIT・FIP発電施設※⁴への供給を主な目的とし、
かつ政府が推進する地域一体的な計画※³に基づく取組でない場合には、
補助率15%

■ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

未利用木質資源※¹の熱利用や熱電併給に供することを目的とした取組は
補助率1/3 ※⁵
ただし、「地域内エコシステム」の構築に資する取組、
又は政府が推進する地域一体的な計画※³に基づく取組である場合には、
補助率1/2

事業実施主体：
地方公共団体、民間事業者等

<事業の流れ>



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業主体へ配分。

<補助対象>

■ 未利用間伐材等活用機材整備

- 未利用間伐材等の収集・運搬の効率化に資する機材の整備
 - ・ 移動式チッパー
 - ・ 林地残材収集運搬車 等



■ 木質バイオマス供給施設整備

- 未利用木質資源をエネルギー等として活用するために必要な施設の整備
 - ・ 木質燃料製造施設
 - ・ 乾燥施設
 - ・ 貯木場 等



■ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

- 未利用木質資源を熱利用・熱電併給するために必要な施設の整備
 - ・ 木質資源利用ボイラー
 - ・ 熱利用配管
 - ・ 燃料貯蔵庫 等



※1 地域の森林由来の木質バイオマスに相当するもの
※2 FIT制度の新規認定において求められる地域活用要件に相当するもの
※3 総務省の分散型エネルギーインフラプロジェクトのマスタープラン等に基づく取組である場合
※4 出力1万kW以上の発電施設への供給を主な目的とする場合は補助対象外
※5 FIT・FIPを活用する発電施設本体は補助対象外

<対策のポイント>

非住宅分野等における国産材の需要拡大や付加価値向上、山村地域の賑わいや所得向上に向け、J A S構造材・C L T等を活用した木造化、建築物L C Aの制度化を見据えた木材利用による温室効果ガス（G H G）排出削減効果の「見える化」の促進、木質バイオマスの利用環境整備、C L T等の輸出の促進、特用林産物の競争力強化、森林空間を活用した新たな産業や雇用を生み出す「森業」の推進等の取組を支援します。

<事業目標>

国産材の供給・利用量の増加（34百万m³〔令和5年〕→ 42百万m³〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

1. 建築用木材供給・利用強化対策

J A S構造材・C L T等を活用した木造化、建築物L C Aの制度化を見据えた木材利用による温室効果ガス（G H G）排出削減効果の「見える化」の促進、合理的な木材価格の形成による森林資源の循環利用に向けた木材供給体制構築、木材産業の人材の確保に向けた取組を支援します。

2. 木材需要の創出・輸出力強化対策

木質バイオマスの利用環境整備、C L T等の輸出の促進、木材利用の普及啓発の推進、合法伐採木材等の流通及び利用の促進、生産性向上・新商品開発等を通じた特用林産物の競争力強化に向けた取組を支援します。

3. 「森業」推進プロジェクト

森林空間利用に取り組む地域の受入環境整備、企業の森林づくりをコーディネートする者の育成やJ-クレジット制度の活用促進に向けた普及活動等により「森業」の取組を支援するとともに、森林への理解醸成のため国民参加の緑化運動を推進します。

<事業の流れ>

国

定額

民間団体等

(1、2、3の事業の一部)

定額

民間団体等

委託

民間団体等

(1、2、3の事業の一部)

民間団体等

(1、2、3の事業の一部)

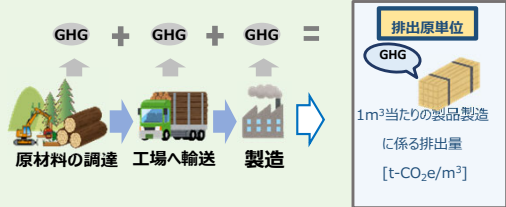
※国有林においては、直轄で実施(3の事業の一部)

<事業イメージ>

○ J A S構造材・C L T等による木造化



○木材利用の排出削減効果の「見える化」



○木質バイオマスの利用環境整備



○C L T等の輸出の促進



○新たな森林空間利用創出



○国民参加の緑化運動の推進



[お問い合わせ先]

(1の事業) 林野庁木材産業課 (03-3502-8062)

(2の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2120)

経営課 (03-3502-8059)

(3の事業) 林野庁森林利用課 (03-3502-0048)

8

建築用木材供給・利用強化対策（新規）

令和8年度予算概算要求額 1,234,350千円（前年度 1,032,777 千円）

＜対策のポイント＞

民間非住宅分野等における国産材の利用拡大に向け、J A S 構造材・C L T等を活用した木造化、木材利用の持続可能性の評価に向けた環境整備、合理的な木材価格の形成による森林資源の循環利用に向けた供給体制構築、木材産業の人材の確保に向けた取組を支援します。

＜事業目標＞

国産材の供給・利用量の増加（34百万m³ [令和5年] → 42百万m³ [令和12年まで]）

＜事業の内容＞

1. J A S 構造材・C L T等による木造化総合対策事業（拡充）

- ① 一般流通材の高度利用やC L T等の活用による木造化技術の開発・普及の取組等を支援します。
- ② 一般流通材や木質耐火部材、C L Tを活用した建築物等の先駆性等の高い設計・建築実証を支援します。
- ③ 各地域での系統だったカリキュラムにより木造建築物を担う設計者・施工者を育成する取組等を支援します。

2. 木材利用の持続可能性の評価に向けた環境整備事業（新規）

建築物LCA制度化への対応に向け、中高層建築物に必要な部材等の排出原単位の整備等への支援や、国産材・地域材利用による排出削減効果を見える化する手法の開発等を実施します。

3. 森林資源の循環利用に向けた木材供給体制構築事業（新規）

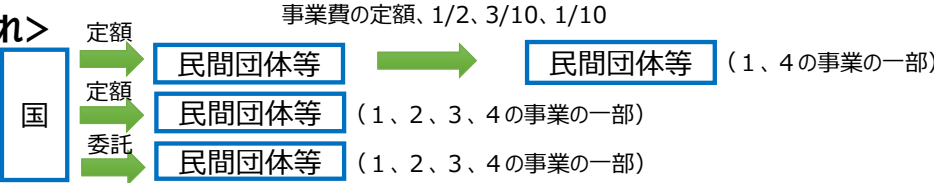
- ① 木材流通の各段階におけるコストや課題等の調査や価格転嫁に向けた需要者の理解醸成を実施します。
- ② 関係者間の水平・垂直連携を通じた、合理的な木材価格の形成に向けたモデル的な体制づくりの取組等を支援します。

4. 木材産業人材確保促進対策（新規）

- ① 企業説明会や研修など人材確保・育成の取組を支援します。
- ② 外国人材の円滑な受入に向けた特定技能測定試験等の実施や、受入れ・定着に向けた環境整備等を実施します。
- ③ マニュアルに基づく安全診断の徹底、安全性向上のモデル的取組を支援します。

※上記の他、木材加工施設のリース導入支援について後年度負担分を措置

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

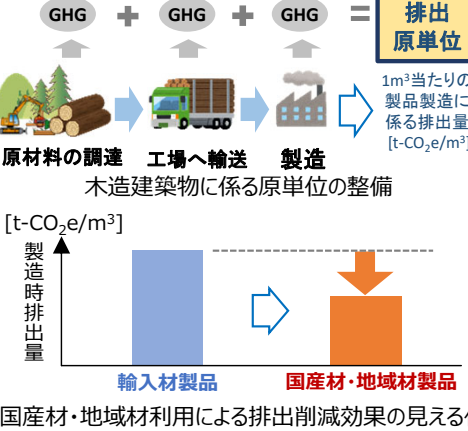
J A S 構造材・C L T等による木造化総合対策事業

一般流通材の高度利用やC L T等の活用による木造化技術の開発・普及

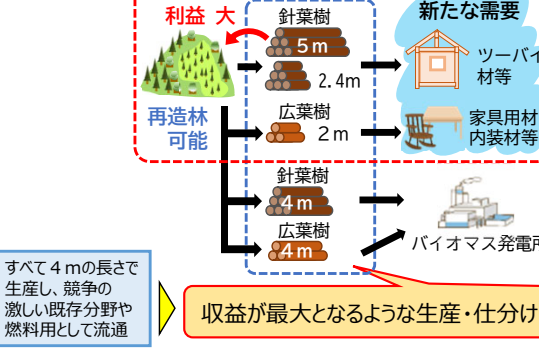
一般流通材や木質耐火部材、C L Tを活用した建築物等の設計・建築実証

各地域での系統だったカリキュラムによる木造建築物の設計者・施工者の育成

木材利用の持続可能性評価に向けた環境整備事業



森林資源の循環利用に向けた木材供給体制構築事業



木材産業人材確保促進対策

安全診断・評価 マニュアルに基づく工場内の安全性向上

外国人材 受入れのための試験実施

【お問い合わせ先】 林野庁木材産業課（03-3502-8062）

J A S 構造材・C L T 等による木造化総合対策事業（拡充）

令和 8 年度予算概算要求額 1,002,604千円（前年度 861,774 千円）

＜対策のポイント＞

民間非住宅分野等の木造化に向けて、創意工夫による一般流通材の高度利用やC L T等の活用による木造化技術の開発や、先駆性等の高い木造化技術による設計・建築実証、木造建築物を担う設計者・施工者を育成する取組等を支援します。

＜事業の内容＞

① 一般流通材の高度利用やC L T等の活用による木造化技術の開発・普及（拡充）

- (ア) 地方の低層中大規模建築物の木造化促進に向けた一般に流通するJ A S 構造材等を活用した合理的な部材や設計・施工手法等の開発を支援します。
- (イ) 都市の中高層建築物の木造化に向けた建築基準の合理化に対応した部材・設計等の開発を支援します。
- (ウ) C L T等を活用した建築物の低コスト化に向けた標準的な木造化モデルや構造計算プログラム等の開発の取組を支援します。

② 先駆性等の高い木造化技術による設計・建築実証（拡充）

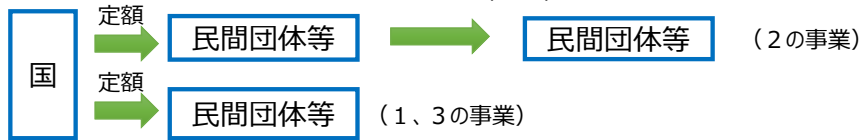
一般流通材等を活用した工法による建築物や、木質耐火部材・準耐火構造による建築物、標準寸法のC L Tを活用した建築物等※について、有識者や地域の設計者・施工者等が連携して実施する、先駆性等の高い設計・建築実証の取組を支援します。
※都市（まち）の木造化推進法に基づく協定締結者を優先的に支援

③ 木造建築物の設計者・施工者育成（拡充）

- (ア) 建築物への木材利用を促進するため、先駆的な知見を有する設計者・施工者の育成や新たに木造建築分野を担おうとする地域の設計者・施工者の拡大に向けた講習会の開催等の取組を支援します。
- (イ) 地域の企業や行政が参画する地域協議会等に対する専門家派遣等の技術的サポートや、木造建築の経験が少ない設計者等からの質問等に対してAIを活用して対応するシステムの構築・運用を行う取組を支援します。

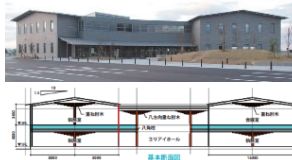
＜事業の流れ＞

事業費の定額、1/2、3/10



＜事業イメージ＞

1. 一般流通材の高度利用やC L T等の活用による木造化技術の開発・普及



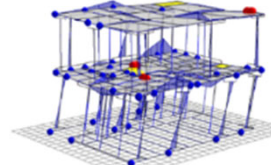
低層中大規模木造建築物の合理的な設計・施工手法の開発



C L T等を活用した建築物の低コスト化に向けた標準的な木造化モデル等の開発

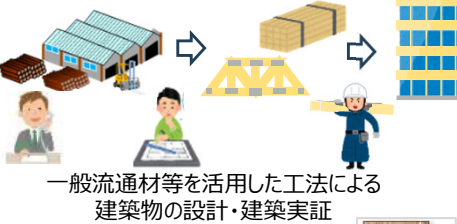


建築基準の合理化に対応した部材の開発



建築物の設計容易化に向けたツール開発

2. 先駆性等の高い木造化技術による設計・建築実証



一般流通材等を活用した工法による建築物の設計・建築実証



標準寸法のC L Tを活用した建築物等の設計・建築実証

3. 木造建築物の設計者・施工者育成



先駆的な知見を有する木造建築の設計者・施工者の育成



地域の設計者・施工者の拡大に向けた講習会の開催



地域協議会等に対する専門家派遣



AIを活用して設計者等からの質問に対応

【お問い合わせ先】

（①、②、③（ア）の事業） 林野庁木材産業課（03-3502-8062）
（③（イ）の事業） 林野庁木材利用課（03-6744-2120）

木造建築物の設計者・施工者育成（拡充）

令和 8 年度予算概算要求額 202,604千円（前年度 192,604 千円）

<対策のポイント>

木造建築物を担う設計者・施工者を育成する取組、専門家派遣や A I 活用による技術的サポートを支援します。

<事業の内容>

<事業イメージ>

(ア) 講習会等による設計者・施工者育成（継続）

木質耐火部材等の活用に係るマニュアルや中大規模木造建築物の構造設計指針の作成・普及、C L T 建築物等の企画・設計における課題解決に向けた専門家の派遣、設計・施工等の技術的な面に関する講習会等の実施等の取組を支援します。

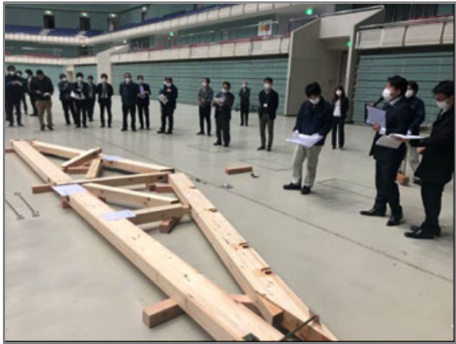
また、各都道府県の工務店等を対象として、部材調達や設計・施工における木材利用の留意点や木造化標準モデル等も含め、木造建築分野を担う設計者・施工者の拡大を図るための講習会等の実施等の取組を支援します。

(イ) 専門家派遣等による技術的サポート（拡充）

地域の企業や行政が参画する地域協議会等に対する専門家派遣等の技術的サポートを支援します。

また、木造建築の経験が少ない設計者等からの、木造建築に係る規制・制度や技術・ノウハウ等の質問等に対して AI を活用して対応するシステムの構築・運用を行う取組を支援します。

講習会等による設計者・施工者育成



▲国産材を中大規模木造建築物の構造材に用いたトラス工法の開発や設計・施工手法の普及

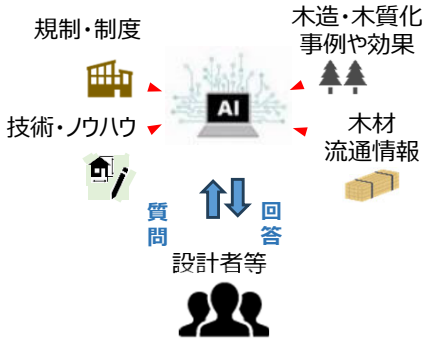


▲ C L T 建築物の普及に向けた講習会の開催

専門家派遣等による技術的サポート



▲地域の企業や行政が参画する地域協議会等に対する専門家派遣



▲木造建築に係る規制・制度や技術・ノウハウ等の質問等に対して AI を活用して対応

<事業の流れ>



[お問い合わせ先]

((ア)の事業) 林野庁木材産業課 (03-3502-8062)
((イ)の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2120)

森林資源の循環利用に向けた木材供給体制構築事業（新規）

令和8年度予算概算要求額 90,846千円（前年度 57,499千円）

<対策のポイント>

持続可能な木材供給体制の構築に向け、再生林を含む合理的な費用を考慮した木材価格の形成を推進するため、木材流通の各段階におけるコスト・取引実態の調査や需要者の理解醸成を実施するとともに、関係者間の水平・垂直連携による木材供給体制づくりの取組等を支援します。

<事業の内容>

① 木材の生産・流通特性を踏まえた価格形成の促進（新規）

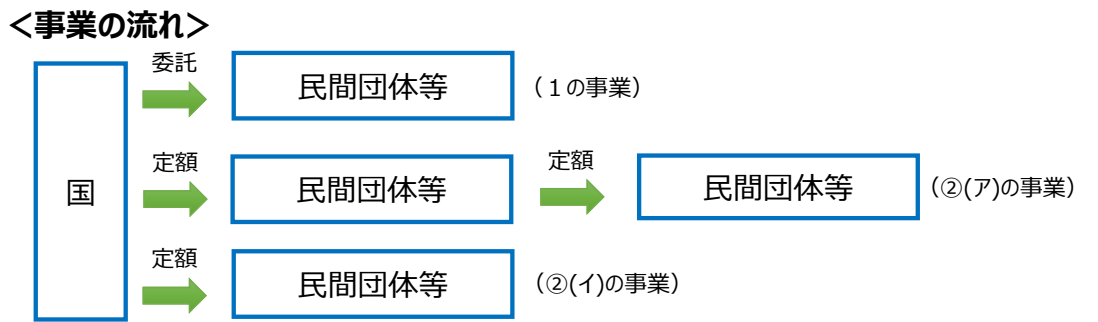
木材流通の各段階におけるコストや取引実態、課題の調査、価格転嫁に向けた需要者の理解醸成を実施します。

② 合理的な木材価格の形成に向けた供給体制強化（新規）

(ア) 地域の山林から木材を調達する関係者間の水平・垂直連携を通じ、再生林を含む、木材の持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した木材価格の形成に向けたモデル的な体制づくりの取組を支援します。

その際、現状の住宅分野の需要は縮小傾向にあることから、輸入材比率の高い分野（横架材、ツーバイ材、内装材等）や新たな分野（非住宅用材、家具用材、産業資材用材等）に関する取組を重点的に支援します。

(イ) 新たな供給体制づくりを支援するため、製品の付加価値向上に向けた輸入材から国産材への転換ニーズ等について全国的なポテンシャル調査を行います。



<事業イメージ>

1. 木材の生産・流通特性を踏まえた価格形成の促進

① 木材流通の各段階におけるコスト・取引実態の調査
② 価格転嫁に向けた需要者の理解醸成

2. 合理的な木材価格の形成に向けた供給体制強化

【現状】

【目指す姿】

水平・垂直連携（協定の締結等）

新たな需要

ツーバイ材等

家具用材 内装材等

ポテンシャル調査

収益が最大となるような生産・仕分け

すべて4mの長さで生産し、競争の激しい既存分野や燃料用として流通

【お問い合わせ先】

①、②（ア）の事業）林野庁木材産業課（03-6744-2290）
②（イ）の事業）木材利用課（03-6744-2626）

木材需要の創出・輸出力強化対策（拡充）

令和8年度予算概算要求額 249,168千円（前年度217,547千円）

<対策のポイント>

木質バイオマスの利用環境整備、CLT等の輸出の促進、木材利用の普及啓発の推進、特用林産物の競争力強化等による木材需要の拡大を支援するとともに、合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図るための支援等を行います。

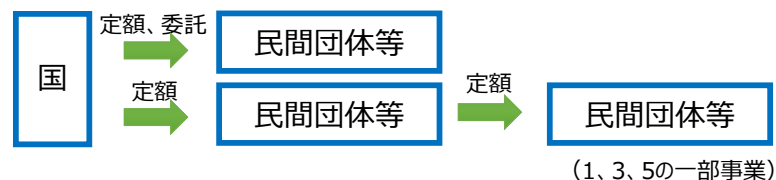
<事業目標>

国産材の供給・利用量の増加（34百万m³〔令和5年〕→42百万m³〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

- 1. 木質バイオマス利用環境整備事業** 92,313（90,351）千円
「地域内エコシステム」の普及に向けた取組を支援するとともに、林地残材の活用を促進するための環境整備の取組を支援します。
- 2. 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業** 25,000（20,000）千円
CLT、構造用集成材等の海外市場におけるテストマーケティングの実践・分析等、2×4工法構造材の輸出拡大に向けたセミナーの開催等を支援します。
- 3. 「クリーンウッド」実施支援事業** 67,848（52,848）千円
事業者による合法性確認の取組の支援、専門委員会の設置、違法伐採関連情報等の提供、改正クリーンウッド法の施行状況把握調査を実施します。
- 4. ウッド・チェンジ拡大促進支援事業** 30,000（28,000）千円
国産材需要の拡大に向けて、ウッド・チェンジを促進するため、日本の森林資源の循環利用に資する木材利用の意義への認知向上等、普及啓発を推進します。
- 5. 特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業** 34,007（26,348）千円
特用林産物の生産性向上・新商品開発等の先進的取組とその横展開、輸出先国のニーズ等の情報収集等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



〔お問い合わせ先〕（1～4の事業） 林野庁木材利用課（03-6744-2120）
（5の事業） 経営課（03-3502-8059）

＜対策のポイント＞

付加価値型の地方経済の創出や、将来的なD材需要確保に向けて、小規模な熱利用を主とする「**地域内エコシステム**」のモデル構築の取組や関連する**技術開発などを支援**するとともに、エコシステムの更なる普及に向け、先行事例の情報提供、多様な関係者の交流促進及び人材育成等の機能を持つ**プラットフォーム（リビングラボ）**の構築を支援します。また、木質バイオマス発電の燃料材不足等の課題に対応するため、**林地残材の利用促進のための環境整備の取組を支援**します。

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 「地域内エコシステム」展開支援事業（拡充）

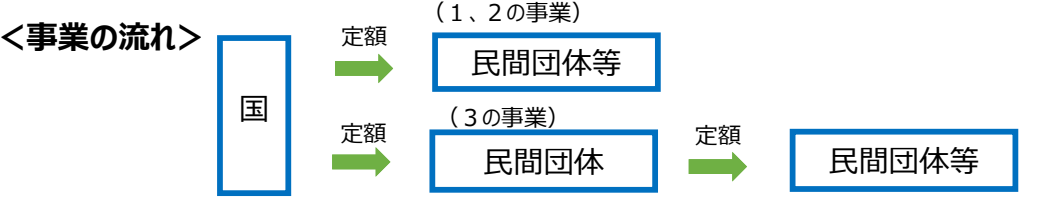
- （1）「地域内エコシステム」モデル構築事業
- ①「地域内エコシステム」のモデル構築に向けて、関係者による**地域協議会の運営**を支援します。
 - ②燃料の品質向上等に係る**技術開発・改良**の取組を支援します。
- （2）「地域内エコシステム」リビングラボ事業
- 「地域内エコシステム」の普及のための情報提供、関係者の交流、計画作成支援等の機能を持つ**プラットフォーム（リビングラボ）**の構築を支援します。
- また、FIT・FIP終了後を見据えた木質バイオマス発電の自立化事例に係る調査、ライフサイクルGHGの算出根拠に係る調査を行い、情報提供します。

2. 林地残材等利用環境整備事業

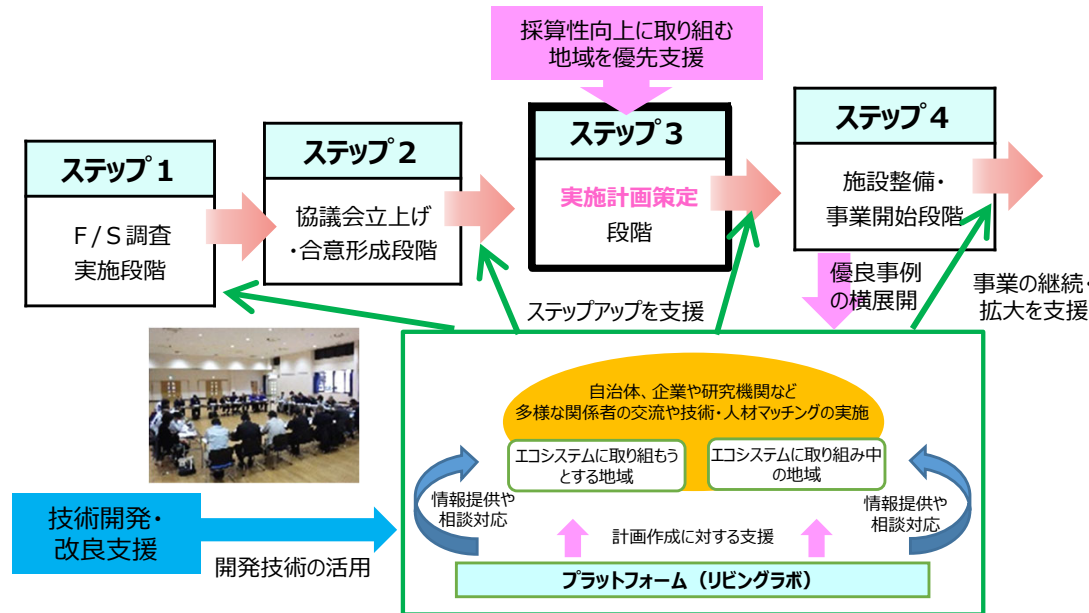
増加する燃料材需要へ対応するため、林地残材の利用促進に向けた、**効率的な収集・運搬作業システムの開発・実証**を支援します。

3. 木質バイオマス利活用施設整備資金等利子助成事業

過去に整備された木質バイオマス利活用施設等への利子助成を引き続き行います。



「地域内エコシステム」モデル構築とリビングラボによる展開支援



林地残材の利用促進に向けた環境整備



木材製品輸出拡大実行戦略推進事業（拡充）

令和8年度予算概算要求額 25,000千円（前年度20,000千円）

＜対策のポイント＞

日本産CLT等のグローバル市場における販売力を高め業界全体の成長を後押しするため、製造・流通・マーケティング等の事業者等が連携した協議会による海外の市場ニーズ・商流等を把握するためのテストマーケティングの実践・分析等の取組を支援するとともに、日本産2×4工法構造材の輸出拡大を図るため、国内工場における海外の格付資格を持つグレーダーの育成に向けたセミナーの開催等の取組を支援します。

＜事業の内容＞

1. CLT、構造用集成材等の販売力強化・輸出基盤の構築

日本産のCLT、構造用集成材等について、製造・流通・マーケティング等の事業者等が連携した協議会によるアジア・オセアニア地域の市場ニーズ・商流等を把握するためのテストマーケティングの実践・分析、分析結果等を用いた関係者への普及啓発等の取組を支援します。

2. 2×4工法構造材の輸出基盤の構築（新規）

日本産の2×4工法構造材の輸出拡大を図るため、国内工場における海外の格付資格を持つグレーダーの育成に向け、セミナー等の開催や海外の木材検査機関等との協力関係を構築するための取組を支援します。

＜事業イメージ＞

1. CLT、構造用集成材等の販売力強化・輸出基盤の構築



CLT等のテストマーケティングの実践・分析、分析結果等による普及啓発

- 加工技術
- 海外販路開拓
- 広報、プロモーション方法
- 需要トレンド、等



2. 2×4工法構造材の輸出基盤の構築



グレーダーの育成に向けたセミナー

セミナーの内容（例）

- 海外の構造材規格・格付規則
- 海外の検査方法
- 日本の規格との比較
- グレーダー資格の取得方法、等

＜事業の流れ＞



＜対策のポイント＞

クリーンウッド法に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用を促進し、事業者が取り扱う合法性確認木材の割合を向上させるため、**合法性確認の取組や普及啓発に対する支援や、第三者の専門委員会設置による実効性確保のほか、違法伐採関連情報の提供、改正クリーンウッド法施行状況把握調査**を実施します。

＜事業の内容＞

1. 事業者による合法性確認の取組や普及啓発の支援

(1) 合法性確認の実施や体制整備、人材育成等に取り組む木材関連事業者、素材生産販売事業者に対する**研修等の実施を支援**します。

(2) 合法伐採木材等の流通促進に関する**業界団体等の関係者との意見交換会の開催、イベント出展等の普及啓発を支援**します。

2. 専門委員会の設置・運営

合法伐採木材等の流通促進に関する**専門委員会を設置し、第三者的な立場から政府へ助言**を行い、合法性確認の実効性の向上を図ります。

3. 違法伐採関連情報等の提供

国別・地域別の違法伐採関連情報の調査を行い、情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を通じて関連情報を提供します。

4. 改正クリーンウッド法施行状況把握調査（新規）

木材関連事業者等における**改正クリーンウッド法の対応状況を把握**するための調査を実施します。

＜事業イメージ＞

合法性確認の取組、普及啓発支援【補助】



・木材関連事業者、素材生産販売事業者に対する研修を支援

・普及啓発を支援

専門委員会の設置・運営【委託】



第三者的な視点から合法性確認に係る政府への助言を実施

違法伐採関連情報等の提供【委託】

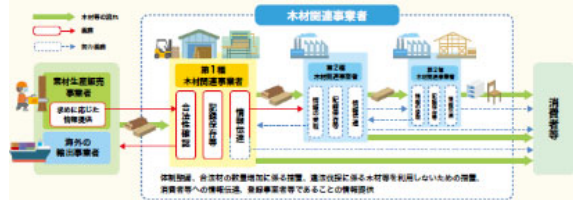
情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」



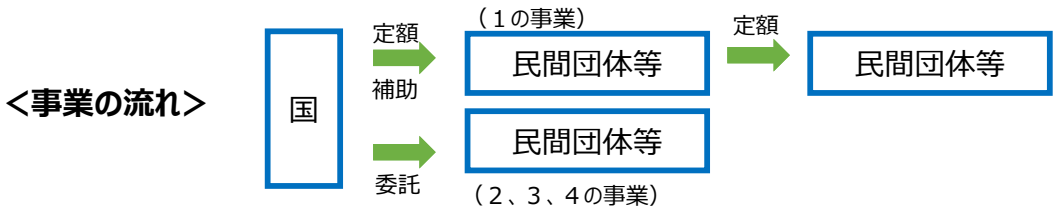
CW法関連情報を提供

各国の制度や違法伐採関連情報を調査

改正CW法施行状況把握調査【委託】



事業者における改正CW法対応状況を調査



- 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(CW法)
(平成29年5月施行、令和7年4月改正法施行)
- 国の責務【第4条】
 - ・必要な資金の確保
 - ・国内外における木材の生産・流通の実態、木材流通に関する法令についての情報の収集・提供
 - ・登録制度の周知
 - ・登録木材関連事業者による優良な取組の公表、教育活動・広報活動等を通じた事業者・国民の理解の深化
 - 事業者の責務【第5条】
 - ・合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。
 - 事業者の義務
 - ・川上・水際の木材関連事業者による原材料情報の収集、合法性の確認、記録の作成・保存、情報伝達の義務【第6～8条】
 - ・素材生産販売事業者による情報提供の応諾義務【第9条】
 - ・一定規模以上の川上・水際の木材関連事業者への定期報告の義務【第12条】
 - 指導及び助言【第10条】
 - ・主務大臣は、木材関連事業者及び素材生産販売事業者に対し、原材料情報の収集等について、必要な指導及び助言を行う。

＜対策のポイント＞

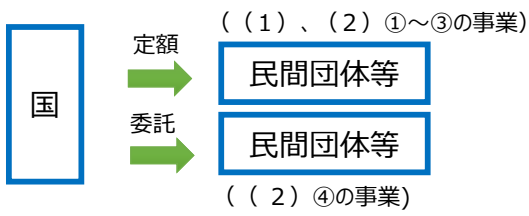
国産材需要の拡大に資する国民運動を展開するため、国民各層における、日本の森林資源の循環利用等に資する木材利用の意義への認知向上等、消費行動に確かに反映される普及啓発を推進することで、他資材への需要を木材の需要に転換する等のウッド・チェンジを促進します。

＜事業の内容＞

国民各層における、森林資源の循環利用に資する木材利用の意義等への認知向上を図り、ウッド・チェンジを促進するため、以下の取組を支援・推進します。

- （１）優れた国産材製品や木造建築物等の展開
 - ① 優れた国産材製品等を幅広い世代に発信・展開する広報
 - ② 地域関係者連携等による木製品の高付加価値化に繋がる取組
- （２）国産材利用の意義に関する情報発信・木育の機会の充実（拡充）
 - ① 身近な木材利用の普及・広報を促す取組
 - ② 子供世代向け木材利用意義の認知度向上
 - ③ 木育等学びの機会を充実させる活動の実践
 - ④ 木材利用促進月間にかかる情報発信・普及啓発

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

他資材への需要を木材の需要に転換する等のウッド・チェンジを促進する普及啓発



優れた国産材製品や木造建築物等の展開を図るとともに、国産材利用の意義に関する情報発信・木育の機会の充実に取り組むことで、消費者や事業者が国産材を意識的に選択する行動につなげる。

企業活動や、暮らしにおけるウッド・チェンジを促進



国産材の需要を拡大し
森林資源の循環利用を促進

<対策のポイント>
花粉の少ない森林への転換促進に向け、スギ人工林伐採重点区域におけるスギ人工林の伐採・植替え等の加速化やスギ材の需要拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大、林業の生産性向上及び労働力の確保、スギ花粉の飛散量の予測・飛散防止等の対策を推進します。

<政策目標>
スギ花粉の発生量の削減（令和2年度比 約2割削減〔令和15年度まで〕、5割削減〔令和35年度まで〕）

<事業の内容>

1. スギ人工林の伐採・植替え等の加速化
スギ人工林伐採重点区域における、伐採・植替えに寄与する路網整備や伐採・植替えの一貫作業、森林所有者への働きかけ支援による意欲ある林業経営体への**森林の集約化**や、**花粉発生源対策に係る普及啓発等**を支援します。

2. スギ材の需要拡大
住宅分野におけるスギJAS構造材等の利用促進、集成材工場や保管施設等の整備、建築物等へのスギ材利用の機運の醸成を支援します。

3. 花粉の少ない苗木の生産拡大
官民を挙げた苗木増産体制の強化、細胞増殖技術を活用した苗木大量増産技術の開発、花粉の少ない苗木の**広域流通**を支援します。

4. 林業の生産性向上及び労働力の確保
意欲ある木材加工業者等に対する**高性能林業機械の導入**を支援します。

5. 花粉飛散量の予測・飛散防止
花粉飛散予測に資するスギ雄花の花芽調査等への支援や航空レーザ計測による森林資源情報の高度化を実施するとともに、森林現場における**スギ花粉の飛散防止剤**の実証試験・環境影響調査を支援し、社会実装を加速化します。

<事業の流れ>

国

定額、1/2、委託

民間団体等
(国立研究開発法人森林研究・整備機構含む)

(1～3、5の事業の一部)

定額、1/2

都道府県

(3の事業の一部)

定額、1/2等

都道府県等

民間団体等
(市町村含む)

(1～4の事業の一部)

※ 国有林においては、直轄で実施

<事業イメージ>

1. 発生源対策

スギ人工林の伐採・植替え等の加速化
スギ人工林伐採重点区域において伐採・植替えの一貫作業と路網整備を推進
・意欲ある林業経営体への森林の集約化の促進
・花粉発生源対策に係る普及啓発

<路網の整備>

<再造林>

スギ材需要の拡大
・住宅分野におけるスギJAS構造材等の利用促進
・集成材工場、保管施設等の整備
・建築物等へのスギ材利用の機運の醸成

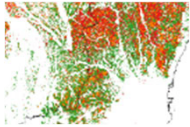
<スギJAS集成材>

花粉の少ない苗木の生産拡大
・森林研究・整備機構による原種苗木増産
・都道府県による種穂増産
・民間事業者による苗木生産施設及び生産体制の強化
・細胞増殖による苗木大量増産技術の開発
・苗木の生産量が多い産地から少ない地域への供給の促進

<原種増産施設>

<閉鎖型採種園>

2. 飛散対策

スギ花粉飛散量の予測
・スギ雄花の着花状況の調査等の実施
・花粉飛散予測の高度化に向けた航空レーザ計測・解析を推進

<林相区分図の整備>

スギ花粉の飛散防止
・森林現場でスギ花粉の飛散防止剤の実証試験・環境影響調査を支援

<花粉飛散防止剤により枯死した雄花>

林業の生産性向上及び労働力の確保
・意欲ある木材加工業者等に対する高性能林業機械の導入

<高性能林業機械>

[お問い合わせ先] 林野庁森林利用課 (03-3501-3845)

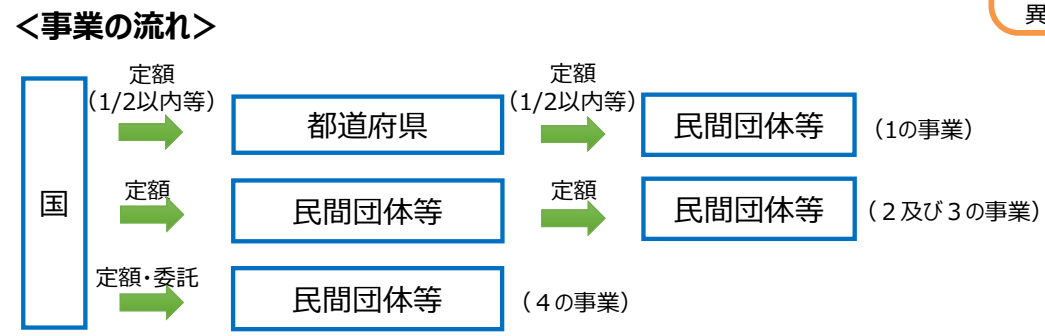
18

<対策のポイント>
「伐って使って植えて育てる」循環利用の加速化に向けた川下の需要拡大のため、横架材のスギ材への置換えに資する集成材工場等の整備、住宅分野におけるスギ J A S 構造材等への転換促進、スギ材の活用に向けた技術開発、建築物等へのスギ材利用の機運の醸成を促進する取組等を支援します。

<事業の内容>

<事業イメージ>

- 1. 花粉症対策木材活用加工流通施設等の整備**
スギ材の利用拡大に向け、集成材等の製品を効率的かつ安定的に生産・供給できる木材加工流通施設における加工機械の導入等を支援します。また、スギ材の増産等による需給緩和に備え、ストック機能強化のための製品保管倉庫や原木ストックヤードの整備等を支援します。
- 2. 花粉症対策木材利用促進**
住宅分野でのスギ材の需要を拡大するため、中小工務店等やプレカット事業者のスギ J A S 構造材等への転換の取組を支援します。
- 3. 花粉症対策木材の活用に向けた技術開発**
改正建築基準法令を踏まえた、高耐力な住宅での活用を含め、スギ材の利用拡大に向けた製品の開発や製造の低コスト化、設計や建築に係る技術開発等の取組に対して支援します。
- 4. 花粉症対策木材の利用拡大に向けた機運の醸成**
スギ材を活用した建築物の木造・木質化等を促進するイベントの開催や SNSを活用した情報発信など、機運の醸成を図る取組を支援します。



[お問い合わせ先]
(1～3の事業) 林野庁木材産業課 (03-6744-2293)
(4の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2298)

- <対策のポイント>
- グローバルサウスにおいて、森林資源の循環利用と生物多様性の保全に関する政策環境を整備するとともに、日本市場のニーズに即した持続可能な木材サプライチェーンの構築を支援します。

○ 我が国の民間企業等が二国間クレジット制度（JCM）や国際機関の枠組み等を活用して森林プロジェクトに参画するために必要な環境整備を行います。
- <事業目標>
- 森林資源の循環利用と生物多様性の保全の調和に資する政策環境の向上

○ 日本の責任ある調達に資する持続可能な木材サプライチェーン構築

○ 民間企業等による森林保全・再生プロジェクトへの参画の促進

<事業の内容>

1. 森林資源の循環利用と生物多様性の保全の調和に資する政策環境整備
- ▶ 生物多様性リスク分析、影響評価やモニタリング手法の開発、生物多様性を保全しつつ森林資源を循環利用するためのガイドラインの作成と能力開発

▶ 国家戦略への森林資源の循環利用と生物多様性保全の位置づけ、推進組織の設置

▶ 持続可能な森林経営と木材利用による気候変動や生物多様性の効果に関する調査分析と情報発信・普及 等
2. 持続可能な木材サプライチェーン構築
- ▶ 日本市場のニーズに即した持続可能な木材サプライチェーンを実現するための、対象国における政策枠組の整備及び能力開発の支援

▶ 対象国内における木材利用促進に関する政策枠組の整備、我が国の技術を活かした木材加工能力の向上の支援 等
3. 民間事業者による森林保全・再生の取組促進
- ▶ 森林分野JCMのガイドライン改訂、森林づくり活動による貢献の可視化手法や植林プロジェクトの効果的な実施手法の開発

▶ 国際機関と民間企業等の連携を推進するための戦略策定、マッチングの場の創出、官民共同プロジェクトの調整 等



＜対策のポイント＞

認定品目団体等がオールジャパンで行う輸出課題の解決や新たな輸出先の開拓等、業界全体の輸出力強化に向けて行う取組を支援します。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の内容＞

輸出重点品目について、**認定品目団体等**※が、品目ごとに生産から販売までの業界関係者を取りまとめ**オールジャパン**で行う、輸出力の強化に向けた次の①～⑧までの取組を支援します。

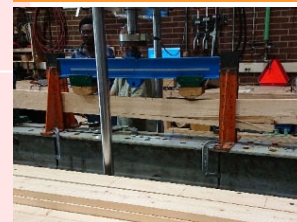
※輸出促進法に基づき認定された団体及び認定に向け取り組む団体

- ① 輸出ターゲット国・地域や新たな輸出先国・地域の開拓に向けた
市場調査及び課題解決に向けた実証等
- ② 輸出促進のための**規格策定等、事業者の水平連携に向けた
体制整備**
- ③ 海外における**ジャパンブランドの確立・販路開拓活動**
- ④ 輸出との相乗効果を図るための**海外展開の促進**
- ⑤ 輸出との相乗効果を図るための**インバウンド消費の拡大**
- ⑥ **任意のチェックオフ制度導入に向けた体制整備**
- ⑦ 品目団体の機能強化のための**専門家・コンサル等による支援**
- ⑧ ジェトロやJFOODOとの**連携強化推進**

＜事業イメージ＞

- | | |
|-----|--|
| ①-例 | <ul style="list-style-type: none"> ・マーケティングを行う現地エージェントを活用したコメ市場の調査 ・米国への構造化輸出のためのスギ製材の性能検証 ・米国における焼酎・泡盛の規制緩和に向けた活動 |
| ②-例 | <ul style="list-style-type: none"> ・輸送資材や温度管理、洗浄方法等、相手国等のニーズに対応した規格やマニュアル等の策定 ・旬の青果物を活用したスイーツによる外食店での長期間フェアを可能とするリレー出荷のための出荷時期や数量等の調整 ・商流構築のために構成員が行う必要な認証取得への支援(1/2以内) |
| ③-例 | <ul style="list-style-type: none"> ・錦鯉の品質や価値を証明する電子生産証明書システムの開発 ・商談の多様化に向けた真珠のオンライン入札システムの開発 ・バイヤー等向け教育セミナーの開催、品目専門見本市への出展等 |
| ④-例 | <ul style="list-style-type: none"> ・海外現地の市場や規制、手続等に精通する専門家やバイヤー等によるセミナー開催 |
| ⑤-例 | <ul style="list-style-type: none"> ・味噌蔵ツアー等によるインバウンド客の誘客 ・インフルエンサーを招へいし、輸出産地の魅力を情報発信 |
| ⑥-例 | <ul style="list-style-type: none"> ・任意のチェックオフ導入に向けた諸外国の事例調査や国内関係者を集めた検討会の開催、徴収体制の構築、徴収事務等 |
| ⑦-例 | <ul style="list-style-type: none"> ・品目団体が行う人材確保のための専門家への相談 ・専門人材による会員向け輸出促進セミナー等の開催 |
| ⑧-例 | <ul style="list-style-type: none"> ・ジェットロやJFOODOとの連携による現地系外食店でのフェアの実施等、新市場開拓に資する取組（①～⑦のいずれにも対応） |

製材の性能検証



包材の規格化



ジャパンプランドの確立



＜事業の流れ＞



リ-出荷による
スイーツ店での
長期間フェア



【お問い合わせ先】 輸出・国際局輸出企画課（03-6744-1779）